

印刷物が日本出版協会から参つております。これによりますと、日本出版協会は、一箇月最低六十万円の費用を使つて原案作成のスタッフをもつておる。こういう事実があるのではありませんか、こういう点をひとつお答え願ひたいと思ひます。

○成田政府委員 だいたいの制度では、用紙制委員会が制を決定します。その用紙制の原案と申しますのは、事務局とそれから関係業者の団体と、この両方をつくるような仕組みになつております。事務局の案が一つ、それに出版協会の案が一つ、日本出版協会、新聞関係であります。日本新聞協会というものが原案をつくつて、これは委員会と、同協会の契約という形になつておりました。その契約の根拠は制規定にあるのでございますけれども、その契約に基いてこの両協会が原案をつくるのであります。出版協会の原案は、原案をつくるために多少の人員を擁して、顧問室のようなものをもつておるの、確かにその通りであります。費用の点については、私は六十万円を使つておるかどうかを許らかにいたしません。

○松原委員 委員長は離れておるけれども、さういふふうな文化委員会と申すものは、今度の事業者団体法によりますと、業者そのものが制に参與することになるのだからこれは許されないとはいへないかと思ひます。その点について政府は何と考へられますか。

○成田政府委員 事業者団体法が成立いたしますと、あの中に事業者の団体が制の原案をつくつてはいけないという明確な規定があるのでございまして、出版協会及び新聞協会の原案作成の事務がこれに触れるかどうかということにつきましては、公正取引委員会及び公正取引委員会を通じてG・H・Qの関係部局の意見を再三確かめたのであります。確かめたところによりますと、むしろ急激にこの両協会の助力を失ふことは、ある程度事務に支障を起す虞いがあるもので、そういう点から確かめたのでありますけれども、これはやはり明確に事業者団体法に抵触するといふ解釈であります。

○松原委員 委員長は重ねて伺いますが、今回はこの法令によりまして、原案はすべて事務局のみでやるものと思ひますが、さういふ心得で間違ひありませんか。

○成田政府委員 今回の法律がございまして、原案は事務局がつくるということになります。この事業者団体法との関係は本条とは関係ございませんけれども、事業者団体法を成立いたしますと、この法律だけにによりまして、これは事務局の所掌事務及び構成等を定めおるものでありますから、事務局が原案をつくるということだけを書いてあるものであります。出版協会のことについて、本法においては書くわけではございませんから、書いてないというだけのことでございまして、しかるに事業者団体法で出版協会の原案作成の権利を止めますれば、その方もできないといふことになるわけでありまして、但しこの事務制法案に伴つてくれば、今準備中の審議会等といふものは、審議会がその任務遂行上必要ない協力に求めることができるといふことが定めてあります。事業者団体法その他の法令に抵触しない以上、

審議会は部外の協力を求めることができるようになつております。

○松原委員 ほかにも御質問あります。○木村委員 さつきの私の意見を一つにまとめていただきたい。第一に、「臨時」とこれにはありますが、なほ臨時に置くわけですか。

○成田政府委員 これは用紙の制を進行しようとするが、紙が豊富でなければ別に行ふ必要はないのであります。制を進行しようとする事業自身が臨時になるだらうという意味で、臨時の官制といふことになつておるようでありまして、これは現在の制事務局も臨時設置で設けたわけでありまして、

○木村委員 臨時に置かなければ、元來が制事務局といふものは置くべき性質のものではないと思ひます。紙が豊富であれば勝手に買えるわけですから、むしろその通りです。従つて臨時にやれるといふことであれば、他の文化委員会の委員の方々の意見を聞くことも必要だと思ひます。そこで先ほど私の提案した問題を御検討願ひたい。

○議員委員 今までの議論に二色ある。出版制事務局の問題と、当面の緊急に各方面の意見を聴いたどうかという話と、二つ同時に起つておるようであるが、意見を聴くかどうかという方が、先きにきかねばならぬと思ひますが、それならばこの案はとうていこの議案には間に合はないと思ひますが、明日明後日だけでは間に合ひかねるといううな感じがいたします。それに対する委員長御意見を聴いてみたいと思ひます。もう一つ、これは事務局の方の問題

ですが、御承知の通りこの案件は初めから制に關してはいろいろ不正が働かれたり、あるいは運動が働かれた。あるいはある方面の勢力がこれに介入するといふようなことが傳へられておるのである。公正がかなり疑われて来た。少くともそれに対する勢力関係が大分に疑問になつて来た。この問題です。この際法制化することについては、法制化しなければならぬという理由と、法制化してどういふ結果が生れるか、今政府委員の説明を聞いてみますと、この事業者団体法の方に日本出版協会との関係はあつたので、この官制自体に問題があるのではないように承つておるが、事業者団体法の方では日本出版協会の方なども、どういふふうなそれに対して働きかけをしておるか。それらのところをもし政府の方で、御承知があれば承つて参考になりと思ひます。

○野澤國務大臣 お答えいたします。先の木村委員の御意見を交えた御質問と似たところもあつたので、併せてお答えしたいと思います。まず議員委員の御質問の第一点は本法案の審議を十分にするためには、他の意見を聴くといふことは大いにしななければならぬ。さういふふうな御意見があつたやうであります。これはもちろんでございまして、文化國家建設の上においては最も重要な役割をもち、かつまた重要な役割の資料をなしておるこの用紙でございまして、当然各方面の世論を徴さなければならぬのでございまして、要するに世論を徴した結果が、この法案提出の事情になつたのでございまして、議員委員御承知だと思ひますが、あなたの方の同僚であります

植原悦二郎君が所管大臣であつた當時も、ずいぶんこの問題には手を焼かれておつたのでございまして。なおその後における林君、佐藤君、所管大臣はいずれもこの運営にあたつて心痛をいたして来た点でございまして。その原因はどこにあるかといへば、一用紙制といふものは、事務局といふものに対する規定はあるのでございまして、これを制決定をするところの委員会につきましては、閣議の了解事項に基いておつたといふだけでございまして、これだけの重要な物資の取扱に對する何らの法的措置が講じられておらないのでございまして。よつて國民生活並びに文化生活の上において必要な資料であります。この制決定並にその配給事情といふものに対しては、各方面とも非常にやかましくなつてきたのでございまして。特に政府におきましては、その筋から用紙制に対する責任を負わなければならぬといふことになつておるが、今日までの事情から見ますと、どの程度までが一體責任を負ふべきかといふことになりまして、突にあいまゝ模範たるものであります。そこで現実の問題として、この制決定を決定してゐるのでございまして、委員会は決してふまじめとつてゐるわけではありませんが、何せ必要な資料であるだけに、職前におきましては二十万ポンド以上あつたのですが、今日におきましては四万九千ポンド、約五万ポンドでございまして、その点からみれば、さういふと、突に問題にならぬ数量なのでございまして。しかるに終戦後民主的な氣運が醸成されてきまし

て、また中央におきましても地方におきましても、民主化運動が非常に活発になつてきまして、特にその民主化運動の先端をなすべき文化面における資材の用紙が非常に重要な問題になつてきました。各方面とも、この創設の内容容であるとか、あるいはどういう生産状況になつてくるよか、あるいは委員会、会の構成がどういう形になつていくか、あるいは新聞紙に対してはどういうふうにする、あるいは民主的な機關紙に対してはどういうふうにするのだというようなことが、非常にさげばれてきました。その責任をいたしましたのは、政府が責を負うべきものではないかということを強く迫られておつたわけでございます。かような点から見ても、いかに言つても、かような批判並びに意見に対する明瞭な回答は、法的根拠がありませんが、何ら法的根拠がないために、実を申し上げます、いつもこれに対する完全なる回答を申し上げることができず、今日まで來た次第でございます。よつて特に各方面の意見といひしても、最高の意見は、何といひしても、民主的な最高機関でありますこの国会において法律をつくつて、その線に基いて委員会が活動する。なお事務局と委員会との應酬轉車の關係において一体的な事務の運営をはかつていくということが、私は最高の輿論であり、最高の輿論の意見を結集することになる。かように考えておるものでございます。よつて今後はこの用紙創設法を出すというのも、實際は遅いのでございます。少い物資を公平に、かつ明瞭に頒給するといふことは、これは國會を通し並びに法律の根拠に基いて

やるといふことは、だれしも異議のないことだと思つてあります。もしこれに異議のあるという者があれば、むしろ今日までやつてきた閣議の中合せ事項でそのまま進めていつてもいいということになるのでございますから、内容的に懸い点がありませんれば、十分御検討願ふことにはいたしまして、かような法的根拠を設けることは、民主的な委員会、すなわち新たにできる審議会においても非常にやりよいのでありますし、また事務局においても非常にやりよいのでございまして、さうな点は御了解を願ひたいと思ひます。

なお第二の点につきまして、公正に措置しなければならぬというお説につきましては、ごもつともでございます。議員委員の御指摘になりました通り、いろいろなうわさが今日まで傳えられておつたのでございます。そのうわさの中には、うわさだけでなくして、事実横流しをした者もありますし、やみをやつた者もあるのでございます。それらは適当に委員会が善処してまいりましたけれども、しかしそれは善処をしたとはいへないものの、法的な根拠がないために、これを國民に徹底せしめることができずしてまいつたのでありますので、今回はかような点については十分戒心いたしまして、國會を通し國會の意思をくんでこの割当に對する決定をいたしたい。なお事務的な運営については、事務局が委員会と一体となつて善処するという建前になつてゐるのでございます。なおつて加えておきますが、本法案は、何といたしまして、少い用紙の割當が問題なのでございます。今後あるいは一年以内

に用紙の生産が非常に増産されまし

て、側面方面も増配されるというよう
なことになるならば、あえてこの
法案は必要あるまいと思ひますので、
特に臨時的な機關として設けること
にしたのでございます。なお法案の末尾
にも明瞭に規定してあります通り、本
法案は毎通常国会にこれを提案いたし
まして、国会の承認を得るという最も
民主的な立法をする。かような民主的
立法は今回の法案中隨一だと、私は信
じている次第でございします。

○議員委員　そうすると、この官制を
こさえてして側面をしていく方針に
は、別段お変りないというようなお考
えでしようか、その点ひとつ。それか
らこの法案の中では、先ほど委員長が
参議院の關係をお話になりました、た
しかこの事務廳長が拒否權をもつて
いるという点が問題になるのですが、
ある一面においては拒否權も必要であ
ろうし、ある一面においては拒否權が
官僚專制を生む原因にもなうと思ひ
ます。今までの実例としては拒否權を
行使しなければいけないというよう
なことが何かありましたでしょうか。私
は商工省にこの委員会がある時代に
いておりましたが、その後内閣におい
ての弊害は、それほど詳しく聞いてお
りませんが、拒否權行使をしなけれ
ばいけないような実例がありましたら
ば、それを伺いたいと思ひます。

○野澤國務大臣　御質疑の点は、先般
中曾根委員からも特に強調された点で
ございします。なお本法を提出する際
に各方面から非難と警告を寄せられて
おつた点でございしますので、あらため
てお答えをいたしたいと思ひます。こ
の側面方法については、別に從來と変

えるといふ意思はないのでござい
ます。しかし從來と變へる意思はないの
であります。が、國會におきまして相當
の希望もあると思ひます。たとえば割
當基準をどうしておるとか、割當の標
準をどういうところにおくとか、いろ
いろな御希望があると思ひます。な
おかつ地方新聞紙、各縣における新聞紙
をどうしてするか、一休新たな新聞に對
しましては、それを出すかの出さぬの
か。あるいは出版に對しては、特に科
學雜誌あるいは文化雜誌等を一体どう
するか。あるいは科學雜誌なり文化雜
誌なりを認定するのは、一体どうい
うところに基準をおくのかといふ御意見
も出、かつまた國會側からの希望も出
ると思ふのでございします。その点を十
分斟酌いたしまして、委員會が割當方
針を決定するのでございしますが、從來
は、案のことを申しますと、委員會
だけが案を立ててやつておつたので
ございします。これは委員會が民主的の體
てでありますから、いいやうなもの
ではあります。が、何と言ひしても、
最高の民主機關であります國會の意
見を反映せしむるといふこの線に沿つ
てやるならば、なお一層今日の委員會
が非常に合法性をもち、なおかつ非常
に權威をもち、かつまたそのやうなこ
を大膽にできるのではないかと、私はか
ように思ひます。むしろこの点につき
ましては、委員會が法人格的な性格を
もつことになり、かつまた對社會的責
任をもつことになりますので、非常に
委員會の地位といふものが、社會的に
確保されることにならうと思ふので
ございします。

第二の点は、ごもつとの御意見で
ございまして、私もこの法案立案にあ

たりまして一番苦心を拂ひ、なおかつ注意をしたのは、たゞい議員委員から御指摘のあつた点でございます。特にややとすると、官僚独善、あるいは官僚専制というそりを免れないので、非常に注意を拂つたのでございます。しかし本法案を通じて、特に政府との有機的關係と言ひまして、閣連をもつのはこの一項だけでございませう。この一項が、特に政府がこの委員会に対して、名称は審議会と變るのでございますが、審議会に対して、発言と言ひましようか、一つの権利を主張し得る点はこの一点だけでございます。しかし、この権利がのほろずに使われるという場合におきましては、これは重大なる問題を惹起し、かつまた非常な非民主的なそりを免れませんので、この点は十分注意いたしまして、特に不適當と認めたるものに對し、正當な理由があつた場合は、審議会の議長に対してその撤回を要求することができませう。これは委員候補者の選定の場合でございます。しかし、これが、不適當と認める正當な理由と言ひますが、これは非常に抽象的ではないか、こういう御意見でございまして、たゞいま御指摘になりました通り、参議院におきまして、この点は十分意見がありまして、参議院の意見もこともつとだと思ひますので、政府といたしましては、考慮し、かつまた御期待に副うべくいたしたい、かように考へておる点でございます。御指摘になりました、この拒否権の發動の問題につきましては以上の通りでございます。ただ、不適當というやうな点が非常に誤解を起すのでございますが、この点は、立案者の解釈といたしましては、

紙横流しをやつた者を対象としておるといふことだけは、一言申し加えておきたいと思ひます。

○議員委員 今の大臣のお話で、御趣旨はよくわかりましたが、そういうふうな前例があつたかどうかを承りたい。またそういうことは政府委員の方で、具体的にでもよろしゅうございませう。だれの何がしがつていふことをしたといふことでもよろしゅうございませう。そういうふうな事例があつたならあつたといふことを承りたい。それから、この官廳をつつても方針は今までのところ変更するつもりはないのだといふことならば、そういうふうにとつてお答え願ひたいし、またこういう方針でこれからは御當をやつていくつもりだといふことならば、そのことをお答え願ひたい。

それから、事業團體法によれば、紙の業者といふものは、たとへば日本出版協会は業者であるか知らぬが、業者の会と見なければならぬと思ふが、それは事業團體法の禁止にひつかつて、新聞出版用紙の御當に参加することはできないといふようなことになるかと思ひまして、それならば、本案に反対のために言つておられることは、ちよつと理由が見当違いのように思ひますから、それらの点について御説明願ひたいと思ひます。

○成田政府委員 お答え申し上げます。從來委員長の立てた候補者に、拒否権を行使するに該当するような事例があつたかどうかといふ点でございませうが、この「不適当と認められる正当な理由」といふことは、一体内訳を申しますと、この第八條の規定は、政府の最初の案に対して、総司令部側の

一種の裁定もつて示された案でありまして、その際に、政府側と総司令部側で、ある程度不適当な理由とは何かといふことについて、折衝つたこともございませう。それは大体において、先ほど大臣から申しましたように、候補者に立てられた人が腐敗的な性格の持主である。腐敗でありますとか、あるいは紙に關して悪いことをした前歴があるといふような、腐敗の経歴の持主であります場合とか、あるいは候補者全部がその立て方が、非常に特殊の團體の利益のみを考慮しておるといふような傾向が顯著な場合、あるいは法令に定められておる規定に反した候補者が立てられた場合、そういうようなこととなつたといふことを説明を受けておりました。政府としても大体そういう方針でこの字句を解釈しておるわけでありませう。ところで、今までの例でありますけれども、この條文がもし從來ありましたならば今までの委員が立てた候補者の中で、その人格が非常に腐敗的であるといふようなことで、拒否権を行使したであろうといふような、顯著な事例はございませう。ただ、委員が候補者を立てまして、選挙まで終つてしまつた委員の中に、実は法令の規定に關わぬ候補者が若干あつたことがありまして、これは後になつて総司令部側の認可が得られなかつたといふような事例があるものであります。たとへば、出版界の代表などに

いふような一つのわくがあります。その小なるものといふものもやはり数字できまつておるわけですが、委員会の方で立てました候補者が、たゞ／＼そのわくを超えたような候補者を出して、選挙をしてしまつたといふような事例もありませう。そういうようなことで、選挙が終つてしまつたものが、だめになつたといふような例もあるものであります。この場合におきましては、事務局長官がその撤回を求めるのは、そういう成績に反したような候補者といふ場合も含むわけでありませう。またその事実があつたといふことをお答え申し上げておきます。それから、なおこの方針につきましては、在来ともできただけ堅固な方針でやつてきたのでありまして、今後もしそれに特に変更を加へる必要はないと認めたのでありますけれども、委員会なり事務局なりが、この事務廳法の制定によりまして、非常にしつかりした基礎を得るわけでありませうから、その業務がさらに一層堅固になるといふことについては、疑ひを容れないと思ひつております。

○河合委員 衆議院へ出てまいります多数の請願の中に、この御當を要求する請願はたくさん見受けるのであります。あつたかと思ひますが、公平にいくような点から考えても、公平にいくのじやないかと思ひます。今までの例に、そういう弊害もなかつたでしようけれども、なお一層組織を確立いたしましたので、あつたかと思ひます。今までの例に、それが妥協であるや否やといふことを検討する場合、またその御當をしてやる場合に、やはり國會の緊密な監督のもとにおかれる組織の方がいいのじやないかと思ひますが、それはどうですか。

○野澤國務大臣 河合委員の御指摘になりましたように、まことに同感でございます。実はこれは國會も政府も御當をするといふわけではないのでございまして、あくまでも委員会が、名称の變更する審議會が、御當することになるものでございませう。しかしただいま河合委員の御指摘になりました通り、委員会といふものは法的な性格のもとに存立しない委員会でありませう。もと、大體國民的な輿論を背景にする動きといふことになりませうので、實際上において御當する場合においては、非常に誤解もあり、弱いと思ひつてございませう。御指摘になりました通り、國會における意見を参照いたしまして、特にその意見を輸入して、その御當に対する措置を講ずるといふことになれば、委員会の行動そのもの自体が非常にしつかりいたしますし、かつまたやりよいと思ひます。それと同時にいま一つは、關係各方面との關係もありませんので、國會側の輿論なり意見なりが委員会に反映した場合は、用紙御當の数もある程度そこに可能な見通しもつくるのではないかと思ひますし、かつまた御當の方針に對しても、國會の背景がありますならば、相當に改革をするといふ計画が、委員会においても立てられるのじやないか、かように思つております。

○成田政府委員 前會の御審議の際に、中曾根委員から御質問のありましたことにつきまして、調べて御返事を申し上げたこととありますが、御返事を申し上げたこととありますが、それは用紙御當業務について訴訟でも起つた場合に、政府側ではその訴訟の相手方はだれであるかといふ御質問でありました。前會の場合に當事者は總理大臣であるかのように申し上げましたが、これは私どもの調査の至らないところでございませう。

したから、おわびをもつて訂正いたします。行政廳の違法処分取消變更を求める訴訟につきましては、これは當該行政廳、つまり用紙御當事務廳の長官が責を負うのであります。その場合も法務總裁の指揮監督のもとにこれを行うのであります。それ以外の一切の關係の訴訟につきましては、法務總裁が一元的に責任を任ずる。こういうことになつておるものでございませうから、御答弁申し上げます。

○高津委員 私は野澤國務大臣から新聞出版用紙御當事務廳を設置する理由を伺つて、個人としてはまつたくもつとめたと、同意するものであります。が、いかにも新しくこういう廳を設ければ、機構が非常に大きくなつたやうな印象を國民に與えるので、われ／＼はそれを了として、國民は役所がどんどん殖えるやうな印象を受けざるやうと思ひます。それだからこれがもしも通つた場合は、まだ通るでも何でもありませんが、通つた場合は、新聞とか雑誌とかに大臣の談話とかで、こういう責任ある官廳がでなければ、法的根拠をもつたものがやらなければならぬんだ。しかもこの仕事は重大な仕事であるといふことを、國民に十分徹底せしめるやうな考えをもつておられるかどうか。普通以上にこれを徹底させる必要があると考へるのですが、その点において大臣はどう考へられるか、質問いたします。

○野澤國務大臣 高津委員の御指摘になりました通り、ごつともございまして、特に議會におきましては、財政逼迫の折、各省にそれ／＼の機構ができて拡充しておるではないか。こういう御意見があり、御批判があるのでございませう。

○成田政府委員 前會の御審議の際に、中曾根委員から御質問のありましたことにつきまして、調べて御返事を申し上げたこととありますが、御返事を申し上げたこととありますが、それは用紙御當業務について訴訟でも起つた場合に、政府側ではその訴訟の相手方はだれであるかといふ御質問でありました。前會の場合に當事者は總理大臣であるかのように申し上げましたが、これは私どもの調査の至らないところでございませう。

したから、おわびをもつて訂正いたします。行政廳の違法処分取消變更を求める訴訟につきましては、これは當該行政廳、つまり用紙御當事務廳の長官が責を負うのであります。その場合も法務總裁の指揮監督のもとにこれを行うのであります。それ以外の一切の關係の訴訟につきましては、法務總裁が一元的に責任を任ずる。こういうことになつておるものでございませうから、御答弁申し上げます。

○高津委員 私は野澤國務大臣から新聞出版用紙御當事務廳を設置する理由を伺つて、個人としてはまつたくもつとめたと、同意するものであります。が、いかにも新しくこういう廳を設ければ、機構が非常に大きくなつたやうな印象を國民に與えるので、われ／＼はそれを了として、國民は役所がどんどん殖えるやうな印象を受けざるやうと思ひます。それだからこれがもしも通つた場合は、まだ通るでも何でもありませんが、通つた場合は、新聞とか雑誌とかに大臣の談話とかで、こういう責任ある官廳がでなければ、法的根拠をもつたものがやらなければならぬんだ。しかもこの仕事は重大な仕事であるといふことを、國民に十分徹底せしめるやうな考えをもつておられるかどうか。普通以上にこれを徹底させる必要があると考へるのですが、その点において大臣はどう考へられるか、質問いたします。

○野澤國務大臣 高津委員の御指摘になりました通り、ごつともございまして、特に議會におきましては、財政逼迫の折、各省にそれ／＼の機構ができて拡充しておるではないか。こういう御意見があり、御批判があるのでございませう。

○成田政府委員 前會の御審議の際に、中曾根委員から御質問のありましたことにつきまして、調べて御返事を申し上げたこととありますが、御返事を申し上げたこととありますが、それは用紙御當業務について訴訟でも起つた場合に、政府側ではその訴訟の相手方はだれであるかといふ御質問でありました。前會の場合に當事者は總理大臣であるかのように申し上げましたが、これは私どもの調査の至らないところでございませう。

は、いろいろな行政事務とか統制事務

とかいうことについての難解なる官廳の職員は減らしてくれ、しかし自分たちには直接役に立つものは、これは残やしてくれ。從來でも農業技術員に対して、國家助成というものは連年要求されておつたわけでありました。これはそれを一歩進めて、國と府縣とで金をもつて、所要の技術員を置く、こういうのでありますから、その本質において理解をお願いしたいと思つたのであります。

○田中(健)委員 山添さんのお話を聞いてみると、どこかでそれだけの人間を雇つておるのだ。政府で雇つておいたつて構わないじゃないか、地方公共團體で雇つておいたつて構わないじゃないか、こういうふうに私どもからすると難解とれます。これがどうもはなはだ私は氣に合はない点であります。この際私はここで議論しようとは思いませんが、この際地方公共團體の政府の職員は減らして、もし必要であるならば、畜産農業協同組合であるが、普通の農業協同組合であるが、そういうような組合なり團體が、自主的に技術者を雇つてやればいいので、雇わないで自分たちだけで操作できるところもあるだろうし、また雇わないでなけりやりにしておいて、結局損をする組合も生ずる。しかしそれは自主的な発展はできないと考へてゐるのです。それが、それでも必要であるならば、應分の助成なり補助なりをして技術員の設置をして、それを行ななければ行かないでもいいのですけれども、なるべく早く行いたい、こういうふうに考へてゐるのです。やはり山添さんは何としても政府の定員を減らすなら、地方公共團體の定員を増やして、大い

に税をかけてやりたいというのであるが、この点は山添さんから將來のためにお伺いいたしておきたい。どこまであなたが農業協同組合に仲介するところの技術者をここに收容しようという考へのもにやつておるか、その点をお伺いいたします。

○山添政府委員 これは農業協同組合の技術者を收容しようという考へのもに出現してゐるものではございませぬ。第一、負担關係から申しまして、現在の農業共同組合では、自発的に一名ない二名の技術者は大抵置くだらうと考へておられます。從來そうでありませぬでしけれども、必ず置くと思つておられます。しかしそのみをもつてこの技術指導の、また農民諸君を援助するということの完備を期し得ないのではありません、おそろく農業共同組合におきましては、技術指導と同時にいろいろの世話事業等もやらなければならぬのでありまして、國といふたしましては、試験研究を整備し、その研究を進めると同時に、その結果をいち早くすべての農民諸君に、これは共同組合の組合員であらうとかあらうと、すべての農民諸君に傳播するやうな仕組みと組織を必要と考へてゐるのでありまして、その方面に關する限りは、國として補充をしていきたいという考へであります。

○田中(健)委員 何遍議論しても同じことを繰返してゐるよう思うのです。が、どうしても山添さんは役人の資格を與えて、役人指導を行いたい、こういうふうに言つておられるように聞えます。しかし私はこれからはなるべく役人の指導はごめんこうむりたいと思つております。國家はこの農業行政を

行つと、あるいは國家としての試験研究を行つておられるのであつて、その他は一切民間の農業團體にお委せ願へば、民間の農業團體は自分の意思によつて技術者を雇つて、その農業の改良発展をはかる、こういうことになるだらうと思つたのであります。いたずらに役人の数を減やして、役人の指導を受けるということには、これは昔の官僚國家であるならばいざ知らず、私はそういうことはあまり欲しない。これは私の意見であります。そのので、あまり申し上げることもどうかと思ひますが、黙つてお話を聞いてゐると、どこまでもやはり役人の手でやつていきたいというふうに農林當局は考へてゐるよう思ひます。

○山添政府委員 最初の問題でございしますが、農林省は役人を置きたいといふ考へ方だとの御批評がございましたが、なるほど形の上ではそういうことになるわけでありませぬけれども、この設置されます普及技術員は農民の信頼の上に立つておる、地方ごとに農業委員会が設けられ、そこで設置すべき技術者を選考する。またその身分等は保障をされておられますけれども、同時に農民委員会の意見によつてこれが不適当であるといふことであれば他に轉任するといふことになるのであります。

○田中(健)委員 あとの御答弁はまことに不満でございます。山添さんは相當の御見解をもつておられるはずである。しかしそれを隠しておくと、これは近來の官僚の惡弊でございませぬ。それから第一の御答弁の中において、役人指導といふことをおつしやるけれども、今までの経験によりまして、農業会の技術指導員であるが、その他の指導員であるが、全部官僚的、役人的な考へ方、あるいはそういう態度、指導の精神の上に立つておつた。たとへて申し上げますと、政府から供出の額当がきたといふことになりまして、農業技術員などは全部技術のことなどはそのつちの方に放つたらしめておいて、十二月ころから三月ころまでは政府の命を受けて、あげて農民軍に託りかかつて、おそろく農業技術の指導などは一つもやらないで、皆供米の指導である。米を出せ、出さなければ警察にすぐに連絡をとつてやるといふのが、これが今までの農業技術員のやつておつた仕舞であります。全部事務で、おそろく指導などはやつておらない。ここに農業關係の方々がたくさんおられますが、特に國民協同黨の松原委員長は農業の方のことには非常に深い経験をもつておられる方です。から、よくおわかりのことと存じますが、とにかく技術員といふものはほとんど政府の手先となつてやつておつた。そうでなくとも農業技術員でさえも役場の一隅にいます。すなわち、ひまなときは股火ばちをしながら農民軍に

かりやつておつた。そういうわけで今まで役人でないのにそういうことをやつておつたのに、今度は何故かわかりませんが、はつきり役人の肩書きをもつてやるもの、いよくもつていけないうことになる。そこでこの際、そういう農村の指導者を少くとも役人にしてはいかん、こういう意味で私は今まで申し上げておつたのであります。決して技術員の数減らした方がいいとか、技術指導者は要らないというように、私を私は言っているのではない。政府の職員にしたり地方公共団体の職員にすると、彼らの手先になつて農民を導いて、遂には農民と対立するやうな状態になる。今までの農業技術員で農民から恨みを買わない者は珍らしい。百人おれば九十九人まで農民から恨みを買うやうな者が農業技術員じやなかつたかと思つておられます。それは農業技術員のことをやらないでほかのことはかりやつていける。こういうことでありますので、やはり政府の職員にしないで、米の割当なり麦の割当なりあるいは馬鈴薯の割当のような場合には必ずこき使うことになるのではなからうかと思ひますが、その点はどうかでございますか。絶対に供出の割当を助や麦、じやがいもその他のことをやらせないつもりであるか。やはり時期が来ればまた割当會議などに出席させて、そうして部務をまわらせて、どうでも飲まねながらやるつもりでございませうか。どうでございますか。その点をばつきりしていただきたい。

○山添政府委員 田中さんのお述べになりましたやうなことが、今までの技術指導組織の崩壊でありまして、それは絶対に今度の制度におきましてはやらないのでございます。その事情は農業改良助長法の方にございまして、國が交付します経費はたゞいまお述べになりましたやうな行政事務に使つてはいけないというところが書いてございまして、それから府縣に技術員を配置して補助金を交付します條件といたしまして、設置される技術員は供出その他の事務に一切関係してはいけないというところが明記してあるものでございす。今お述べになりました点が改めていく項目の中の大きな一つでございす。

○田中(徳)委員 書いたものにもそういうことをしてはいけないと書いてあるものでありますから、そういうことのないやうにまたそういうことをやらせないことが本法の一つの目的であるというやうに書いたものでございす。そういふわけでございすか。そうするともし農業技術員にしてあるいは経済研究部関係の人間にして、農家をまわつて歩く場合にはそういうことをやらさない。もしそういうことがあつた場合にはどういふ処置をとりますか。その職員に対して首でも切りますか。そういう越権行為があつた場合にどういたしますか。

○山添政府委員 それは任務の違反であります。従つておそれれば大臣が事の輕重に従つて適當な処置をするだらうと思ひます。

○田中(徳)委員 その政府の職員たる技術指導者が好意的にやつた場合にはどうなりますか。好意的に政府に供出の補助金をやつた場合には……。

○山添政府委員 好意的にというやうなことでもやり出せば結局乱れるものでありますから、関係のないことには絶對関係しない。こういう方針でいきたいと思ひます。

○田中(徳)委員 地方に設置せらるべき指導員には、國庫から補助金でも出すつもりでございすか。

○山添政府委員 都道府縣が行います普及事業に対しては、國が三分の二の助成をするわけで、元來農業改良助長法におきましては府縣の用ひの面積それから農家戸数に比例をいたしまして、一定の金を配付する。そうして府縣は國が出した金額の半分以上を負担しなければならぬ。結局國が三分の二をもつことにならう。

○田中(徳)委員 農業改良局の設置にあたりまして何らかの出先機関を設けますか。

○山添政府委員 そのための出先機関は設けることはいたしません。

○田中(徳)委員 試験研究所というやうなもの、現在あるものを吸収していくということになるだらうと思ひますが、これは出先機関ではありせんが、これは出先機関ではありせんが、なんか設ける御計画があるわけですか。たとへば畜産関係、養蚕関係あるいはその他試験研究所というやうなもの、あるいは経済科学研究所、農業経営の研究所、そういうものを地方に漸次設置していくという計画をもつておられるわけですか。

○山添政府委員 試験研究所の機関、試験場等につきましては、現在あるものを統合しようという方面ではあるけれども、新しく設けるというところは考へておりません。しかし三つあるもので、かりにそのうちの二つが非常によく施設と適地にある、そこへ新しくつくるといふことは理想的には考へられますけれども、現実の問題としては考へておりません。

それから経済関係の事項を調査する部、これが地方に現地機関を有することと考へておりません。データ等を集めましますのは、御承知のやうに、統計調査局の下部機構として作物報告事務所等がございす。そういうところから専門の人員を充員してデータ等は集めるという考へをもつておるのであります。機關として新しく設けるつもりはないのであります。

○田中(徳)委員 それでは本法に關連いたしましてお尋ねしたいと思ひますが、これは山添さんの所管だらうと思ひますが、現在地方に農林省の出先機関がたゞさんある。これを整理してくるやうにという市町村長からの陳情が――はがきがくるくらゐ来ておる。どの代議士でもこのくらゐ来ておるだらうと思ひますが、それを現在整理をする御計画をもつておられるかどうか。木炭とかあるいはいろいろな機關があります。しかも皆独立した建物をもつておる。そういう農林省の出先機関を整理統合するといつたやうな御計画をもつておられるのですか。

○山添政府委員 先般閣議できまりましたのは、御承知の通りであらうと思ひますが、それは二つの事項が決定になつたのであります。一つは農政局關係で、たしか六箇所でありました。か、地方に肥料關係の人員を一人ずつ駐在せしめておられます。これは人員がおりまづば肥料工場が増産の世話、あるいは配給状況の査察といふことをいたしておるのであります。これは地方に非常に喜ばれておる制度でござい

ますけれども、これはそういう形における出先機関として配置することに決定しております。それから木炭事務所の組織を縮小するといひますか、そういう事項が決定になつております。その他の事項は今後逐次研究をされていくことと考へております。

○田中(徳)委員 畜産の關係は農業改良局の事務の範圍にはいるわけでございますが、これは現在農林省には畜産局といふものがあると思ひます。これは畜産の技術指導というものは併せて將來行うつもりであるか。そういうことになりますれば、畜産行政あるいは畜産局の存続の問題にからんでくると思ひますので、この点はどういふお考へをもつておられるかお伺ひしたい。

○山添政府委員 畜産に關する試験研究並びに技術の普及につきましては改良局で取扱うのであります。しかしして畜産局との關係は、農業改良局ができません。行政部門を担当する間に關係になるわけでありまして、おのずから行政事務を扱います。畜産局とはその機能の間に區別があり、同時に密接な關係があつて協力を要する、こういうわけでありす。

○田中(徳)委員 畜産政策上まことに重大なる御発言をたゞいま耳にいたしました。それは漸次畜産局から仕事を取上げて、終いには畜産局をなくする、そして一般の農業行政の中に包含する、こういうやうに考へられますが、先般は水産廳ができました。水産局が水産廳に昇格したのですが、地方によつては畜産局も畜産廳くらいにしたいといふやうな要求の聲がある。そこまできなくとも畜産局は廃止し

てもらわれないではない、こういう地方の要望があるのです。私は、私どもが、こういう要望がある際において山添さんから畜産局のうちの一部分を農業改良局に取上げる、こういう御発言でございまして、これは終には畜産局をなくする、御計圖のもとにそういうことをやつておられるのである、かどうかわからないと思ひます。

○山添政府委員 農業改良局の設置は畜産局を解消することを前提とするのかどうかという御疑問があられたようですが、そのことの事柄を前提としたすのではございせん。畜産局の問題は、これはひとりで畜産局の問題というのではなくて、農林省全体の機構として次の國會において御検討に相なるわけでありまして、この事柄がただちにもつて畜産局の解消というようなことを予定するものではありません。

○田中(健)委員 次の國會に御検討を願うというところまではわかりませんが、そうすると農林省設置法案には畜産局はなくなりませんか。

○山添政府委員 ちよつと速記を止めて……

○松原委員 速記を止めて。

○田中(健)委員 現在農林省において所管しておられる研究所は、技術研究所あるいは試験研究所のようなものであつて、農業技術研究機関ではなくして、純然たる工業的試験研究機関と思はれるものはない。たとえば養蚕の試験場、こういうものはそれだけであつて、あとはかにはないのでしょうか。

○山添政府委員 食糧研究所というよ

うなものは、やはりケミストリーの研究だと思ひます。それから御承知のように山形縣の農村雪害地方調査研究所、あそこでも食糧的な研究というよりも練習ですが、そういうものもあるわけでは。

○田中(健)委員 商工省から工業技術所を設けるといふ法案が本委員會に出しております。私の考えでは各省にそういう技術研究所のようなものを設けるのではなく、内閣直屬の元の技術院のようなものを設けたらいいではないかと実は考へておつたのですが、そこで農林省にある技術研究機関あるいは商工省その他の各省にある技術関係を全部統轄して、内閣直屬の科学技術省あるいは科学院とも称すべきものを設けた方がいいのではないかと考へておるわけでありまして、しかるに農業改良局では本省にこういうものを設けたいというところが出ておる。私は、そういうふうにした方がいいのではないかと考へておる。あなたも將來はこれに對してどういふふうにお考へになりますか。やはりどこまでも各省ごとにならねばならないのか、私は総合技術研究所、総合技術所を設けた方がいいと思ふのですが、あなたの方はどうですか。商工省は商工省、農林省は農林省、運輸省は運輸省とどこまでも皆んな少しずつ小さいものをもちたい、まことに小さな考へ方だと思ふのですが、やはりそういうものであるかどうか。今日あたり商工省関係の議案もあるのですが、御参考までにお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○山添政府委員 総合するということと分化するということとは結局一つの

理論あるいは一つの観点からして統一することは行き過ぎになる場合があるのではありません。臨時中技術院がございしても、農林省関係の農事試験場等におきましては、これは組織の下部にはいつたわけではございせん。もつともその当時の技術院は飛行機の研究というふうなことが重大項目でありましたので、自然それに關連する研究分野があつたと思ひます。これはあまり大きなものがございまして結局それは動きが悪いのでありまして、やはり智慧のまわる範圍でないといけないと思ふのであります。でありますから、必ずしも各省の分野に關聯するといふ意味ではなくて、農林省は農業を中心とした一つの明確なまとまりがございまして、また要求もございまして、その要求と關連の範圍において一つにまとまつていくというのが最も能率的であり活発なる活動ができるものと考えます。

○田中(健)委員 本法の實施にあたり、地方支那における職員の任免にあつて、資格基準といふものがあるわけではございせんか。もう一言附け加えますが、反動的な人間、軍國主義的な人間、特に公職に不適しいという判定を下されておられる者はもちろんのこと、そこまではいかないけれども、ちり紙一枚の差ぐらゐな反動的な人間、そういう人間が、えてして地方農事會なり何なりに集つておる。そういう者を嚴格に判斷して採用するおつもりでございまして、この点をお伺ひいたします。

それから文化運動、農村における文化の向上、こういうものはやはり経済研究部とか普及部とかいふ方面で、この目的を達成するつもりであるかどうか。農村における演劇あるいはいろいろな文化運動、郷土文化、そういう方面でやられるか。この農業改良局でそういう問題も取上げていくのかどうか、その点も併せてお伺ひしたいと思ひます。

○山添政府委員 一割増産と申しますのは本年のスコーガンであります。食糧増産といひましては本年に限つたことではございせん。継続的

に最大の努力をしていかなければならぬ。その上におきましてこの施設の設置は非常に効能をもつものと考えております。試験研究といふことで新しいものが研究される事項は、何といひしても数年を要することだと思ひます。現に知られております有益なる農業知識を實際農村の方に浸透していくというために、地方における技術指導ないし技術の援助をいたしますことは、非常に大きな効果をもたらす得るという考へをもつておるのであります。

○田中(健)委員 本法の實施にあたり、地方支那における職員の任免にあつて、資格基準といふものがあるわけではございせんか。もう一言附け加えますが、反動的な人間、軍國主義的な人間、特に公職に不適しいという判定を下されておられる者はもちろんのこと、そこまではいかないけれども、ちり紙一枚の差ぐらゐな反動的な人間、そういう人間が、えてして地方農事會なり何なりに集つておる。そういう者を嚴格に判斷して採用するおつもりでございまして、この点をお伺ひいたします。

それから文化運動、農村における文化の向上、こういうものはやはり経済研究部とか普及部とかいふ方面で、この目的を達成するつもりであるかどうか。農村における演劇あるいはいろいろな文化運動、郷土文化、そういう方面でやられるか。この農業改良局でそういう問題も取上げていくのかどうか、その点も併せてお伺ひしたいと思ひます。

○山添政府委員 技術普及の事務に従事する人は、實質的には農民代表からなる委員會によつて選考せられるのであります。その委員會は農家戸ないし三百戸について一人の代表を出す。もつともこれは選考によるのではなくて、市町村の議會が選考する。そういうふうにして選考されました委員が、ある地区、すなわち五箇町村なり十箇町村の地区で委員會を構成する。この委員會におきまして、その地区に配屬されるところの農業技術者を選考したのであります。それに基づいて知事が任命をする、公の手續をとる。それから府縣廳におきまして、その高級な――高級と申しますか、技術普及事業に關する幹部であります。これらの人たちは、地方の農事委員會の中から互選をされて出てまいりました府縣の農事委員會において選考されるのであります。身分は府縣の吏員でありますから、府縣知事が任命をするのであります。けれども、一定の學歴でありますとか、経歴でありますとか、資格をもち、また一定の試験を受けた人の中から、ただいま申しますような農民の委員が選考する。そこで今お述べになりましたような、この次陪のある人は、委員會において排除をされるであらうと思ひます。しかし農林省といひまして別にこれは、適當な人を選ぶのに、あまりそうやがましいことをいうわけではない、といひます。それは、今仰せになりましたような事柄は、なか／＼基準として示すことはできない。これはもつぱらその人の経歴と人柄の判斷によるのでありまして、今の農民代表からなるところの委員會において、その辺は間違ひなく選

考いたすことと考えております。

それから文化運動の点でございますが、今度の技術普及事業の特徴の一つは、農業技術ないしは農業経営という点のほかに、農村生活について重要な問題を取上げていく。栄養の改善という点、あるいは衛生、保健の方面のこと、あるいは住居、もつと窓を開けるという点、光を入れるという点、そういうふうな事項を取上げていきたいと思います。また農業の経営者だけを対象にするのではなく、農家の主婦、青少年等に対しても働きかけをいたしたいと考えております。文化の問題は、おそらく青少年のクラブというふうなものをつくりますれば、そのクラブとして自発的に、そういう活動でありますとか、あるいはビクニツクであるとか、あるいは今の娯楽、あるいは文化というふうな自主的な活動をいたすのであります。それがそれらに対して指導するということも考えておるのであります。しかしいゆる文化運動にそれほど力を入れるという考えではございません。と申しますのは、これはおのずから指導する人の能力にもよるわけでありまして、それらの風況な事情について完全な指導がなし得ると思つておりません。しかしし得る範囲において廣い意味における農村文化の向上に裨益いたしたいと考えております。

○田中(健)委員 最後に二点ばかり伺いたいと思ひます。本法の施行に伴ひまして國の予算は現在どれだけを見積つておられるか。それから本法が施行されますという／＼と中央、地方を通じての農業改良活動が行われ、そこで地方においても公共團體あるいは民間團體、農業團體を問わず、農業改良といふものが必要だと思ひます。ところが現在では、御承知の通り、非常に資金が逼迫しております。この場合において、職員の出費は三分の一補助するといふ先ほどお話がありましたけれども、そういう農業改良事業資金といつたようなものは今考慮に入れたらどうか。全然そんなものは考えないで、ただこういう機関だけ設ければ何とかならうというのでやつておられるのか。あるいはまた何か農業の金庫でも設けて、そこから改良事業資金を出して活発なところの運動を展開するといふ御準備をもつてやつておられるのか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○山添政府委員 農業改良局の設置に要する経費は、本年度さしあたりは先ほど申しますように、人を減やさないで、実質的には事務費あるいは啓蒙宣傳費等でございますが、これは千五百萬圓程度でございます。ただいま大蔵省と折衝いたしております。それから地方における技術員並びにその技術員の活動費につきましては五億圓計上してございます。もとより將來におきましては、新しい試験、研究の費用でありますとか、あるいは人員をさらに充てる必要を認めておりますので種々と思ひますが、本年度はそういうことになつております。それから技術普及の仕事をいたしまして、その仕事を具体的に農地に現場において具現していくためには、いろいろ共同施設の設備等を要するものは当然でありまして、それらについて資金を供給することは別途考慮しております。農林漁業復興金庫を設置するというこ

とでいろいろやつておりましたが、金庫を設置するといふ形においてはこれではできません。何らかの別形におきまして問題を解決いたしたいといふので、せつかく政府の各閣通してあります方面、すなわち安定本部、それから大蔵省の責任者と協力いたしまして、問題の解決への推進をはかつておるような次第であります。何らかの形で農業技術改良に関する資金の円滑な供給を將來においてはかりたいといふつもりであります。

○田中(健)委員 山添さんは將來と言つたけれども、この法律がかりに通ればあなたの言う將來はいつのことかわからないが、必ず資金は必要です。予算上の補償を伴うほかに、民間團體が活発に動くにはかなり資金が必要で、よくいろいろ研究の結果、住宅改善あるいは台所の改善を行う、あるいはその他農村の施設の改良をやるというときには、資金が必要になる。うまいことを言うけれども、どうも金の出どころがなかつたといつたような話では、これはさつぱり何にもならぬのでありまして、あなたは將來とおつしやつたけれども、現在折衝しつつあるところの農林中央金庫が何か一應失敗に終つたのでしよう。そこで政府が直接に資金を出す。それは成功のめやすがあるのかどうか伺いたい。それが失敗したら何でやるか、復興金融公庫でやるのか、あるいは地方銀行を活用いたしまして大蔵省と折衝して、いづらかまわして貸出をするのか、こういつたような具体的な計画をおもちかどうか。法律を出して一應仕事をさせるのはいいけれども、さて資金が行き

詰つてしまつた。そういう機關に依存することなく、農民みづからが、いくらかでも出資してやらなければならぬことではあるけれども、農民はもちろ

る。しかしながら政府がいたしまして、これだけの法律を自信をもつて出すからには、そこに相當の具體的な対策をもつておらなければならぬはずであります。目下研究中、將來などということでは、とてもこの法律は通すことはできません。いつごろから華しくこの方面の金融機關が発足して活発に資金を融資してやられるつもりであるか、そうしなければことに頼もしい話ではあるけれども、將來といううなことは話にならない。その点はいかがでございますか。やはりそういうふうなあいまいなことではござい

ますか。

○山添政府委員 將來と申しましたのは、現在に引續いての將來という意味でございます。何らかの間に相當の期間をおいての將來という意味ではございません。この問題は目下關係方面と／＼相談をされておる段階にございまして、どういふふうになりますかと申し上げるわけにはまいりませんけれども、ともかく農村に対して近々所要の資金は融通するといふ方面において進められつつあるといふことで御了解をお願いしたいと思います。

○田中(健)委員 質問はこれでやめて、答弁としてはとても満足できない。

○松原委員 ちよつとお話いたしました。実は四時からこの部屋をほかで使うことになつておまして、この農業改良局設置法案に対する御質疑が片

叶さんと、富田さんがまだ少し残つておるのですが、この際木村君からもう一点だけということではあります。どうぞなるべく時間を短かくして要領よくお願いしたいと思います。

○木村(綱)委員 きわめて簡単に申し上げます。この農業改良局設置の問題は相當日本の農業の將來にとつては重大な問題だと思ひます。農林大臣はこの重大な將來の日本の農業の發展改良といつたような法案をわれ／＼が審議いたしておりますのに、たつた一回もお話をお出しになつておられない、はなはだ遺憾である。ぜひ農林大臣に出席していただき、本問題の最も焦点になる二点を承つておきたい。この農業改良局が將來發展していく、この目的に即ちうに發展させていくために次の二点が特に大事だと思ひます。その二点を申し上げます。この農業改良局の主眼点は官債を主体とするところの農業改革か、あるいは農民の自主性に基くところの農業改良を主体とするのかということ、これが二つの基本的な問題だと思ふ。そこでこの二つの日本の農業改良の將來に対していかなる御見解をもつておいでになるか承りたい。

○松原委員 ちよつと速記をやめてください。

(速記中止)

○松原委員 速記を始めて。會議を進めます。木村君の御質疑に対し農林大臣から御答弁をお願いします。

○永江國務大臣 直接木村君の御質問に対しては、その場におらなかつたものでありますから、答弁が安当でない場合は重ねてお尋ねをお願いしたいと思います。

ます。

大体この農業改良局設置の目的としたしておりますところは、今日の新しい日本の発足にあたりまして、農村民主化という軌に沿うてやはり日本の農業改良ということを考えておるわけでありまして、従つてかような機関を整備いたしましたも、その目的とするところはやはり勤勞農民諸君の自主性に基く農業改良でありまして、ただ官僚のためにかういふ機関を新たに置くという考えではないのであります。

○木村(農)委員 大体二つの点をお尋ねした。結局官僚を主体とする農業改良でなく、農民の自主性に基くところの農業改良をするのだという御答弁だつたと思ひます。結構なことであるが、従つてそういう観点に立つていたとしますと、この農業改良局設置の法案自体がただ単に官僚の所掌事務の範囲内といつたようなことを主として明文化しておつて、そうした御趣旨に副うような積極性のある法案でない点がきつめて明瞭だと思ふ。將來そうした自主的な農業改良という方向に向ふように、全面的には困難でありましようが、そういう目的を置くとか、附帯決議を附すとかいう方法を私はやりたいと思ひますが、そういう考えはございませうか。

○永江國務大臣 今お尋ねの点でなお私に明確でない点があるものであります。が、今の御趣旨は本法に適當な修正を加へたい、その趣旨はやはり農業改良の点について農民の自主性を尊重するやうな面を法的にも明らかにすべきであるという御意見だと思ひます。私どももいたしましては、この改良局設置法案を提案いたしました当委員会に御

審議を願ひます際におきましても、今お尋ねのやうな点は十分考慮いたしまして本案を提案した次第でございまして、本案の條文におきまして今お尋ねのやうな点は十分に盛り込んでおる考えております。できるだけ本法案において御審議御決定を願ひたいと思ひます。

○木村(農)委員 農林大臣にはなかなかめつたに御面會ができませんので、さういふ今日はいい機会でありまして、この問題とは相當離れた問題でございまして、承つておきたい点があります。一番最初には米價の問題でございまして、二十二年産米の決定はその後何ら農林省の方では御発表にならな。依然として千七百円のままでは將來もいられるとお考えになつておるか、あるいは御研究になつておるか。聞くところによると、農林大臣は農林委員会がどこかで、米價の問題はしやうがないから、米の價格において何とかカバーしようといふやうなことを御発表なさつたところから承つておられますが、そういうことがほんとうにあつたかどうか、この二点を簡単に承つておきたいと思ひます。

○永江國務大臣 米價につきましては、お尋ねこれは生産者價格のことをお尋ねだと思ひますが、米價につきましては、本年におきましてはやはりパリティ方式によりまして、本年の米の收穫期前に新しい米價を決定いたしましたと思つておるわけでありまして、お尋ねの中にもその意味が含まれておると思ひますが、私からそれに蛇足を加へてお答えをいたしておきますならば、昨年度の米價と本年決定さるべき價格との間の差額を生産農民諸君

にいかなる方法において還元するかということについて、今政府は關係方面といろく折衝しておるのであります。私どもはお尋ねこの二日中に、本會議が終りますまでに、これを具體的なものとしたしまして一應御報告をいたしたい、こう考へておるわけでありまして、なお米價がきまらないから米で何とかしようといふやうなお話をした覚えはないのであります。米の新しい價格も、馬鈴薯の新しい價格も実は七月一日に発表をするつもりでそれ準備をしたのであります。

○木村(農)委員 農林大臣にはなかなかめつたに御面會ができませんので、さういふ今日はいい機会でありまして、この問題とは相當離れた問題でございまして、承つておきたい点があります。一番最初には米價の問題でございまして、二十二年産米の決定はその後何ら農林省の方では御発表にならな。依然として千七百円のままでは將來もいられるとお考えになつておるか、あるいは御研究になつておるか。聞くところによると、農林大臣は農林委員会がどこかで、米價の問題はしやうがないから、米の價格において何とかカバーしようといふやうなことを御発表なさつたところから承つておられますが、そういうことがほんとうにあつたかどうか、この二点を簡単に承つておきたいと思ひます。

○永江國務大臣 米價につきましては、お尋ねこれは生産者價格のことをお尋ねだと思ひますが、米價につきましては、本年におきましてはやはりパリティ方式によりまして、本年の米の收穫期前に新しい米價を決定いたしましたと思つておるわけでありまして、お尋ねの中にもその意味が含まれておると思ひますが、私からそれに蛇足を加へてお答えをいたしておきますならば、昨年度の米價と本年決定さるべき價格との間の差額を生産農民諸君

たい点は、米や馬鈴薯の價格の決定がないために、東京附近でもさうでございまして、各地の情報を聞きますと、相當たくさんの方へ流れておるといふのは、いくら買つてくれかわからない、税金はたくさん拂つて、金はない、早く賣つておけといふやうなことで、幾分さういふ面から農民のふところ経済も瀕瀕してあります。國庫上、相當出ておる。これでは日本の現在の食糧危機の中において、政府が予定しておりますやうな米で何百萬石の割当、馬鈴薯で何百萬石の割当、この前片柳長官から承つておりますが、さういふ計画も、言つた日の下から崩れていくといふ危険性がある。これは今の米の買上價格の決定のないことも一つの原因であります。こ

ういふことをおやりにならないで、農業改良局をこしらへたといつても、實際問題として農業改良どころじゃなくして、農家の経済はだん／＼と脱落していきましてやつていけないやうなところから、さういふことは當然なことであるから、さういふた観点から、ただ局さへこしらへれば農業改良がどん／＼うま／＼やれるといふたやうな安易な考えでは決してこの問題は進展しない。そこで御多忙のところまことに恐縮であります。農林大臣の御出席を願つて、さういふ観点も含めて日本の農業の発展改良といふことについての御意見を承つたわけでありまして、ほかのお方からも御質問がありますから、私はこれで止めます。

○松本委員 農林大臣。戸叶さん。お伺いしたいと思ひます。提案理由の二つとして、農民生活の改善をはかる

ためとありますけれども、生活の改善をはかるためには、どうしても婦人の力にまつところが非常に多いと思ひます。それでありますのに、實際問題としていたしまして今日では農村の婦人といふものは最も氣の毒な状態におかれておると思ひます。朝から晩までほとんど牛馬のやうにこき使われておる。これは農村の生活の改善といつても夢でしかあり得ないと思ひます。これを改善する。生活の改善といふことを考えるのでありますならば、まず第一に婦人の教育指導ということが大切であると思ひますが、この法案のどこにさういふ具体的な方法について書いてあるかといふことをちよつとお伺いしたいと思ひます。

○山本政府委員 この法案には、研究の点は別として、第三章の農業に関する普及事業の助長といふところの第十四條、すなわち専門指導者を設置いたしました。その活動によつて啓蒙並びに技術等の援助をいたしていく。その活動の分野は先ほども申し上げましたが、榮養指導でありますとか、保健衛生といふやうなことに及んでいくのであります。それらの事務を担当する人は婦人の指導者が當られるといふ場合も相當あると考へております。この法案は農民生活の改善のすべての分野をカバーするわけではないのであります。さういふ指導者を設置し、その活動によつて改善をはかつていきたい、さういふ面において農村生活の改善をはかつていきたい、それには婦人も動かなくてはなりません。また婦人の専門指導者も設置をされる、さういふわけであり

ます。

○戸叶委員 婦人に時間を與えるという意味から、機械化とかあるいは電化ということが必要だと思ひますが、なかなか日本の今日の状態では急遽に、さういふことはできないと思ひますが、ごく簡単な機械といふようなものを取り入れられる意思があるかどうかといふことをお伺いしたいと思ひます。田植時に非常に農婦の婦人が目を悪くする人たちが多いのです。それは草をとるために目を悪くするのですが、簡単な除草機といふようなものを使うと非常に努力が省けると聞いておりますが、さういふものを積極的に取入れられて指導されていくような意思があるかどうかお伺いいたします。

○山縣政府委員 農業機械につきましては、高度な機械から簡単なものまであるわけですが、それらの点につきまして、やや進んだ機械化につきましてはは委員会を設けていろいろ研究をいたしております。それからたいていお述べになりましたような程度の弊病につきましては、いろいろ組織を通じましてその普及をはかつていく。またさういふ農具等の増進についても、能う限り資料を確保いたしまして増産をはかつていきたいと思います。

○戸叶委員 それから私はもう一つ衛生方面でお伺いしたいと思ひます。農村ではどうしても人糞肥料をたくさん撒いておられますが、衛生面にかつては、人が非常に多いのではないかと思ひます。私の家へ来ておりました女の人が聞いたのでありますが、ある人が糞虫にかかつて、それを腸の病と間違えられて手術したところが、た

くさんの糞虫がいた。また農村における人たちはほとんど多くの人が糞虫にかかつておられることを聞いておりますが、さういふような衛生指導の面についてどうなうな方法を考へていらっしゃるかと、さういふこともお伺いしたいと思ひます。

○山縣政府委員 衛生につきましては、いろいろ問題があると思ひますが、それらの点につきましては、できる限り力を入れたと考えておりますが、糞虫の点につきましては、これは私の聞いた話では、便所の改良をすれば防げる、しかしそれにはセメントその他が要るので、急に多くやるといふことは現状ではできません。しかしだんだんセメント等も増産されるようなことになりまして、便所とか台所の改善とかいふようなことは、まづ先に取入れるべき、また着手すべきことではないかと考えております。

○戸叶委員 農村の生活改善のために、どうぞこの改良について特別に力を入れていただきたい、ということをお願いいたしまして私の質問を打ち切ります。

○富田委員 農林大臣がお見えになりましたから、重ねてお伺いしたいと思ひます。それは私ども決算委員会いたしました、国家行政機構の全体にわたる問題を審議いたしたわけでありましたが、農林省設置法なるものがすでに立案されて、一應は提出されたのではないかと、さういふ一事情で、一應撤回になつておられる、さういふ形を各省ともつておられるわけでありまして、今ここに農林省の一部であります農林改良局設置法案が出た。私どもは前から申し上げておりますように、現

在の日本の現状からいまして、農林改良の必要であること、そしてまた日本の農民の教育状態、あるいは農民生活の現状、さういふ状態を現実の上に立つて考へてみますと、やはり農林改良局といふような一つの指導機関が必要であり、農林行政の立場からいっても、さういふ機関を必要とされるであらうといふことは十二分に理解しております。ただ大臣にお尋ねいたしましたと思ひますことは、この局だけを切り離してここに御提案になつた、そこに私のお尋ねする要点があるものでありまして、農林省設置法の中に占める農林改良局の位置がどういふところにおかれておるかといふことを知りたいのであります。聞くところによりますと、農林委員の方におきまして、かつては畜産局閉止の問題があつたように聞いておりますが、これを考へますと、今度新しく農林省設置法を出しになる場合に、現在あります農林省の農政局以下全部の局にわたつて、あるいは別にわたつて、どのような整理統合を行われる御意思であるか、その全貌を、ごく簡明にだけ結構であります。

○永江國務大臣 農林省の全面的な機構の改組につきましては用意をいたしております。御審議を願うつもりでありましたが、御了承になつております。さういふ事情によりまして、本年末までの改組は延期いたしました。その中で大體今政府が考へております基本方針としては、行政整理の面から申しますと、ただ役所を殖やすとか、役人を殖やすといふことを抑制し、併せて予算的にも人件費のいたずらなる増大を防ぐ、むしろ人件費の節

約といふようなことを考へておるのであります。従ひまして先般御審議いたしました水産廳につきましても、これは水産局が總として外局に昇格をしたわけでありまして、人件費予算等は従來の水産局の予算を超えざることをいう了解のもとに、水産廳に昇格をせしめたのであります。従ひまして農林省全体の機構の中において、私どもが今考へておりましたものをごく概略的に申し上げますと、ただいまあります農政局の中の一部のものと畜産局とを加へまして、さうして農政局といふものをつくるのであります。二つの局が、さうしてその農政局の中に、農産部と畜産部とを置く、ただいまあります畜産局はこれを閉止いたしました。さうして、畜産局と食品局を閉止するといふことが原則になつておるのであります。多少その間におきまして、二つの局の閉止に伴ひまして、その局の中にあります若干の課は他の課に整理統合しております。大體さういふ構想であります。その一環として農林改良局が立案されておりましたが、これはすでに事務當局から御説明申し上げたと思ひますが、農林改良局につきましては、農林改良局として、関係方面におきましてはさういふ仕事は非常に重要視しております。そのことから、これをやはり外局として、總局として扱ひ、さうして農林改良局の中に局を三つ置く、さういふことでありました。従つてさういふ大體なものを、先般政府が設置するといふことは、非常に困難でありますので、関係方面ともい

ろいろ折衝いたしました結果、農林改良局として外局的に扱うものを、總字をとりまして、農林改良局といたしまして、その總局の中に三つの局を置くといふのも、これを庄縮いたしまして、技術研究部、経済研究部、普及部の三つに縮小をいたしまして、さうして改良局は農林省の内局として、他の局と同じ扱いにして、全体の機構改組として用意をしておつたのであります。本年末までの改組案が一應保留になつたのであります。この農林改良局のもつております使命は、新しい角度から、日本の非常に低位にありまして、農業技術、農業生産に関する一切の科学的なこと、計画的なことについて指導研究を行うといふ面を一日も早く開く必要があると思ひまして、農林省の原案は本年末まで延期のであります。農林改良局のみはさういふ構想を考へて、さういふ考へておられます。これを御審議願ひまして、農林省全体の予算といたしましては、局が一つ増えるのであります。が、予算は殖やさない趣旨で行く、さういふわけでありまして、

○富田委員 ただいまの御説明によりまして、新しい農林省設置法案の内容が幾分か明らかになりました。まことにその点大臣の説明に感謝いたします。そのように早速に話してくだされば、われわれもまた農林省設置法がどんな姿で出てくるであらうといふこともわかります。またそれに附つておられ自分たちの立場において今後の研究調査といふことも進められるわけでありまして、話が非常によくわかつてまいりましたが、できるならばさうした新農林大臣の構想のもとに、こ

の農林改良局を提議してはしかなかったというが私の希望であります。しかし農林改良局だけが、今関係から云々というお言葉がありました。その点はおもひ一度大臣の心算をお伺いしておかなければならぬことがあります。日本の農林は幼稚ではあります。しかし農務省以来、きよ正のころで来た役所ではありません。今敗れたといえ、その筋からこれを糧局として、外局においてこういうものをつくらせられた、それだからというふうなことは、いかにも熱意がなさ過ぎる、受身の立場にあり過ぎる。きのうからも申し上げておるのではありません。けれども、あるいはある人は、お前は百姓を知つておるかと言われますが、私は個人のことは言いたくはない。自分の左の人さし指はだてに切つておる指ではない。自分は土の子である確信をもつておるのではありません。この農林改良局をおつくりになるにあつて、なぜ自発的にあなたの独断でこれをやつてごらんにならなかつたのか、ほんとうに社会党代議士として多年農民運動に御関係のある、相当尊敬されるべき経歴をもつたあなたがなぜ他からの懇請によつてお考えになつたか、ほんとうの土の子の心が農林省を生み出すものではしなかつたということを申し上げたい。

それといま一つは、予算は幾らな、それがいけな、いのです。予算はし、まの方の参考資料にありますが本局につくるに千五百万円、それから試験補助費等合わせて五億四、そのほか四十九百万円、これが今あなたの方にお出した参考資料の中にあげられた金額です。その金額がきのうからの山形政府委員の御説明によりますと、今五億四と言われているが、来年にすれば十億円になる予定だと言つておられます。その金が幾らなるかはわかり切つておる。あなたが愛人のつばな大臣として使つておられます。またそこへとりこになつてミイラにミイラになるような感情的な氣持になつて、ここにいま一つの農林改良局の頭を出して、来年十億になると言つて、それをたがが負担する、日本銀行の札の裏づけをする金はないのです。あの百粒の汗が、米の一粒が、麦の一粒が、薪の一本がお札の裏づけをして今の日本のお札に裏づけがあるのです。これを考へてみたら、私はさういふ官僚機構に對しまして當り前のことを申し上げますが、ぜひ必要な予算が充てられて、それだけのものを生み出すという熱意を國民全体がもてばいい。片山さんの言葉を借りなくても、これぞ日本村委員から大臣の御出席を要望したのも、あなたの顔を見たいのではない。農林省自身がそれだけの熱意をもつて農林改良局をつくるから、日本の農林が必ず改良されるという、ここに國民の信頼をつなぐという木村君の眞意だとお察しする。さういふ氣持でお互いが一体となつていけば省をつくり、局を殖やすことも案外たやすいのではないかと私は考へます。

そこで農林改良局設置の理由、趣旨はよくわかりました。それならばあえてお尋ねする。私は控へてあります。これは二十三年七月二日に私の受けもつた参考資料であります。農林省総合研究所というのがある。総合とは何ぞや、総合の中に経済、社会があつて技術はない。技術は独立して経済、技術研究所になつておる。たとえば鍾溶研究を一つすれば社会的研究を二つする、技術研究を三つして、それが総合研究所として停滯を示すことができない。これが日本の農林を科学的に指導し、さうして將來の大成を期せしめるゆゑではないか。これをおつくりになりなす門出にあつて、まず技術研究所というものをつづすのが惜しいというお氣持をもたず、むしろ総合研究所を拡大強化して経済的な立場と社会的な立場と技術の面との三本柱をしつかりと立てるといふ御意見はないか。この点を一應大臣から直接お伺いしておきたいと思ひます。

○永江國務大臣 いろいろもつともな御意見がございましたが、私はこの農林改良局法案を提議いたしましたのに、他の力によつてやつておるといふつもりはございせん。先ほど御説明申し上げましたように、関係方面は今御意見のありましたやうなかなり大きなスケールで農林改良局という案でありましたのを、私どもは日本の現在の財政状態から見てもやはり必要なものではあります。今日お願いをいたしておりますが、今日お願いを農林省の一局として設置をさせるといふ考へ方で立案をして御審議を願つておるのであります。この点は決してわれわれの意のないうところを強制的にここに出しておるといふふうにも感じないと思ひます。私どもの方からあらためて訂正をいたしておきたいと思ひます。

それから予算を少くして来年より多くするじやないかということが、從來もしばしば意見のあつたところでありまして、おそらく来るべき國會に今日保留になつております農林省全体の機構の改革案を提出いたしまして、そのときには食品局及び畜産局を廃止するといふ考へ方できまして、総合的な面から申しますならば、今後農林省の中における局部においても、必要な局が多くなる予算をとり、必要な局は廃止されることになると思ひます。一つの局から見れば本年五億であり、来年も来年十億になるかも知れない、来年においてはある局が他に廃止されるというものが出るのであります。やはり農林省の所要の額を超えざる範圍において操作をするということによつて、一つでも多く局をつくることによつて農林省内部の事務當局の敏心を買ひつゝりて提議説明をしたものでは毛頭ありません。

それから部であります。これは各専門家が関係方面においても研究し、農林省内部において研究いたしました結果、やはり技術部、經濟研究部、普及部の三部によつて改良局の構成をするといふことが一番妥當であると思ひまして提議いたしました次第であります。○富田委員 いま一つお尋ね申し上げます。將來農林省の局課の適合整理等を行うといふやうなことを承つておりますが、さういふ面から考へてもこの農林委員会と合同審査をお願いする。これは私の方から言ひべきことではなくして、農林委員会の希望でした。これは実現されておられます。これは実は私もこの設置法を引延ばして、さういふものではありせんけれども、現実の面へいつては、農林省自身が今後いろいろの行政を行つていきます上から言つても、また議會においていろいろの議案の審査をスムーズに進めていく立場から言つても、一應簡單な時間でも農林委員の意向も聴き、將來行くべき道を大臣から明示される、さうした上でこれを成り立たせておいた方が非常によりよいことになるのではないかと、さういふ意味から言つて農林委員会との合同審査をしておきますと、立法機關に携つております私どもの立場から申しましても、非常に氣の落む氣持がいたします。この点は大臣に申し上げることはなく、委員長に取計らうべき仕事かも知れませんが、未だ委員長に申出がないことは私も遺憾に思つております。それと同時に農林委員会との合同審査がなく、ただ決算委員会だけでこれをきめてしまふことがはたしていかうか、これはもう一度委員長の意向もお願いを願ひたいと思ひます。

査の結果が手もとにあるかどうか。これは早なる標準農家と申しまして、一つの建築物を申すのではありませぬ。將來における農村のあり方について、あるいは模範農村、住宅の模範的なものを一應考えられますが、私の申し上げますのは戸部委員からお出しになりましたような衛生的な面から考へてみる必要がありましよう。作業の面から考へてみる必要がありましよう。これを大きく言つて経済的な立場から、文化的な立場から、あるいはまた日本は細長い國でありますから、農、所と農の所がありましよう、山の所と海に近い所とありましよう、そういう点から立地的な條件もございませう。その経済的な見地、あるいは文化的な見地、あるいは立地的な見地に立ちまして、一つの標準農家のあり方というものが、今ごろはできておられなければならないと思ひますが、それがあつかうか。なければ早速にもおやりになる御意見があるかどうか。これは農業改良局のできるについて根本の問題ではないかと思ひますから、ひとつお尋ね申し上げます。

○永江國務大臣 ただいまお尋ねのような、基本的な言つて農家としてどれくらいの状態である、これくらいの住居をもち、これだけの経済的な農民生活をするのが理想であるという数字的にできた調査は、今年もともつておりませぬ。しかしこの法案の第二條に掲げてあります所管事項の中で、農民生活に関するところをいろいろ規定しておりますが、こういうものの活用によりまして、今お話のような研究がだんだん科学的に浸透してまいると私は思つております。ここにそういう数字を

を待ち合せておりませんが、どうしても必要であれば、いづれ事務局に調べさせて、適當な機会に提出したいと思ひます。

○松本(一)委員 速記を止めてください。

(速記中止)

○井上委員 それでは速記を始めてください。河合委員一考。

○河合委員 この問題は前回でありましたが、前々回でありましたが、私から質問いたしまして、役所の方でも資料を整えてくださつて、今それをガリ版にしているというのをききようも聞いたのであります。今大臣はそういう調へがないとおつしやいましたが、事務局の方では、完全なものではありませぬけれどもあるはずであります。今までの農村の指導は、技術の方に偏りました、今富田委員から述べられました、総合的な農村の改良というやうなことが、どうも欠けておつたのであります。これは非常に重要な問題だと思ひますので、今あります資料だけでも、一日も早く出していただきたいと思ひます。

ついでに一言だけお願いしておきますが、占領軍が日本へやつてきましたときに、一番最初に農村のことが目についたと思ひます。日本の農民は農奴とひとしきものであるということを言われた、その結果農地制度の改革などが行われまして、農村は今解放の途上を進行しつつあるのであります。しかしこの農村が解放されましたら、ついで解放すべきものは農村の婦人であると思つております。そこで私は参考にしたかったので役所の方へ要求しておきたいのですが、この農村で女が

長生するか、男の方が早く死ぬか、その統計がありましたならばお示し願ひたい。私の見るところでは、女の方が早く倒れると思つてゐます。それもさへは、女といふものは子を産み、子を育てて、洗濯をし、食う物をこしらへ、四十ぐらいになるとしわが寄つてしまふ。街の婦人は年をとつてもきれいであります。農村の婦人は四十、五十になつたら、夫にもきられるやうな鼻につく婦人が多くなるのは、これは婦人を虐待するからではないかと思ふのであります。今後農村が解放されたら、次に農村婦人を解放しなければいけないと思ひます。そういう点から、今度改良局ができて農村の指導をするときには、この点を十分留意していただきたい。それについて、いかなる意見をもちたいでございませう。大臣も農政局長もいでおられるのでありますから、それをもつておきたいし、また農村では女が長生するか、早く死ぬか、そういう調へがあつたら、参考までに御示し願ひたいと思ひます。

○永江國務大臣 ただいま河合さんからも、最も適切な御意見がございまして、私も同様に、今お示しのような件に關しまして、事務局で用意いたしておきます。限りのものは適當に提出いたします。なおこの農業改良局設置の趣旨に關しましては、すでに提案の際も申し上げておいたと思ひますが、たんに食糧の増産という面、農業技術という面から飛躍いたしまして、日本民主化の基盤であります農村の民主化、経済的な解放という面から農民の日常生活のレベルを上げるということに大きな目的をもつておられますので、私もそのやうな面からも改良局の仕

事のウエートがだん／＼重要になつてくる、こう考へております。

○松本(一)委員 ちよつとさういふ機会でありませぬので、永江農林大臣にお伺ひしたいと思ひます。行政整理、人員整理、國民負担の軽減ということ、今非常に各方面とも輿論となつてやま／＼言われております。全國町村長會議の決議とか、あるいは國會の意思も多分にここにあることは御承知の通りである。しかるに今度農林省の大改革を年末ごろやる、その趣旨は思ひ切つて機構の改革をやるというお話でありませぬが、それまでこれは待てないのかどうかということでありませぬ。もとよりこの農業改良局の設置というものの趣旨、その目的は、表面に現れたところでは、農業者の私どもとしても双手をあげて賛成するところでありませぬ。ぜひお願いしたいと思ひますが、すでに時期も年末と言へばあと五、六ヶ月であります。殊にまた予算の面においても、なるほど五億とはおつしやいませぬが、しかし大した千軍額でもないと思ひます。そのときまでお待ち願つて、畜産局あるいは開拓局その他の局とにらみ合せの上で、思い切つて農業の突進に即する大改革をやられたらどうかと考へるのですが、それまでお待ち願ひすることができずして今日突如としてこれを出さなければならなかつたか、新局を設置しなければならなかつたかという意味をいま一步進んで御説明願ひたいと思ひます。

○永江國務大臣 農林省の全面的な改組案につきましては、先ほどお答えした通りであります。私もさういふことは、これらいろいろ／＼關係方面及び國會方面の御意見もありまして、この全面的な改組案は案としてもつておりますけれども、それを正式に國會に提案をして御審議を願ひますために、若干の日時を準備に要しますもので、これは十二月まで延期してきたのであります。しかしその中で農林省關係におきましては、先般御審議を願つて御決定になりました水産廳の昇格並びに農業改良局の設置、この二つをどうしても早急にやつていただきたい。御審議を願つて御決議願ひたいと考へまして提案をした次第であります。水産廳につきましては、すでに御審議御決定願つたのであります。農業改良局の緊急必要であるということについては、先ほどもお答えしておいたのであります。この面におきましては、相當全國的にも影響のある機構の改革でありますから、私も一日も早くこの法案を設置することにいたしました。日本の農村におきます技術面においても、あるいは生活面におきましても、できるだけ早くこれに総合的な指導を與える機構をつくりたい、こういう念願から御審議を願つてゐる次第であります。農林省全般といたしまして、この新たな局が設置されたために、特に予算をそれだけ増大したものとしてお願ひする、こういうわけではなく從來農林省が受けておりました予算の範囲内における操作でこれをやるという考へ方で予算を組んだわけでありませぬ。そういう意味でひとつ御了承を願つておきたいと思ひます。

○松本(一)委員 ただいまの御答弁では私も十分承知いたしました。地方を通じて、わが國の悪いせとして、先に事業が活発に進展していかないで、い

ゆる事業自体から生ずる必然性の生れ
てこないうちに店開きをして、窓口を
排えて役人を多く置くという行き方
ありますが、これが今日の官廳の漫散
となつてきたのであります。中央でこ
ういふことではありますから、地方でも
各府縣において農政課から畜産課が設
立するとか、いろいろ変つた課が漫散
されてゐる。前漢課が独立になつた
ら、ただちに畜産課が發展したかと
いうと、そうではない。かえつて牛も
馬も減つてきているという実情であ
ります。ことさらに窓口を殖やし職員を
殖やす必要はない。現在ある機構を十
分活用していけばよい。こういうこと
を私は私も考へてゐるのです。すな
わち敗戦日本としては、國民の負担を
軽減する上から、從來二人でやつてお
つた仕事を一人で行ふ。三人の仕事は
二人で行ふといふことではない。かな
らないのではない。かゝる思ひます
とき、なるほどね、これは農民生産物
の増進をはかる、あるいは農民生活の
安定向上と、もつともらしいね、い
であります。さてお伺いしたいのは、
農業改良局ができることによつて、具
体的に農民生産物がはたして増進し、
また農民の生活を向上安定させるの
は、どうしたらできるかといふこの具
体的な問題を私はよく考へなければな
らぬと思ふ。ここにも羅列されてお
りますが、たとえば技術の研究とか、あ
るいは経済研究とか、普及とか、指導
とか言われておりますが、これは前か
ら言われていることであつて、今新し
いことでも何でもない。そこで日本と
して食糧がどうしても自給自足できる
ように増産をしなければならぬ。一割
増産は政府も言われておりますが、ど

うすれば一割増産ができるか、あるい
は三割も増産ができるか、また農民が
安心して生産にいそむことができる
かといふ生活の安定といふね、い
ますが、これにより具体的にどうい
うことをするからどういふようになる
といふような御方針があたりでした
ら、この際承つておきたいと思ひま
す。

○永江國務大臣 本法案の御決議を得
まして新しく改良局ができたために、
どれだけの数量のものが増産になる、
あるいはどれだけの農民諸君の日常生活
における水準が高まるということをも具
体的に出すといふことは、私は困難で
はないかと考へてゐるわけでありま
す。やはり総合的にこのいふ機關が完
備せられますことによつて、農産物の
技術的な指導が普及徹底すれば、それ
だけ食糧増産になり、また今まで相当
知識水準の低い農村の生活面、かな
り科学的なものを注入することにより
まして、農村の生活水準を高めていく
といふことが両々相ましまして、やは
り農村の民主化のためにも、生産増進
のためにもなるというね、いであ
ります。これを数量的に、あるいは実
質的に示すといふことは非常に困難で
はないかと私は思つてゐるのでありま
す。この第一條にうたつておりますよ
うに、あくまでもこれは勤勞農民、生
産農民諸君を生産の面において、また
日常生活の面において、少しでも引き
上げていくためのサービス省としての
役割としての農林省のこの面における
サービスを担当する、こゝう考へ方
で、この案ができてゐるのでありま
し、ややともすれば中央集權的な、官
治行政的な農林行政のカテゴリーから

離れたものとして、私は本法案をつ
つたものでありますので、おのずから
そのねらつておりますところを、数量
的にこゝういふ効果があるといふこと
を申し上げることは非常にむづかしい
こゝ考へます。

○松本(一)委員 私は別に数字的にと
いうわけではありませんが、農業改良
局ができたなら、こゝういふことをやるか
ら、こゝういふ結果になるという具体的
の事例を、たゞ四つ五つでもあげ
て、それに伴う予算はこの程度計上し
て、さうして指導に当たりたい、こゝ
うお話を伺へるものと実は思つてお
つたのであります。しかし、それはまあ
よろしいが、さて現在農事試験場、あ
るいは指導農場といふものは、御承知
の通り全國に多々ある。ところが、こ
れなども、從來から農林省が指導監督
されておるのです。いわゆる農民の技
術指導、あるいはすべての農産物の増
産といふね、いふこともつておるはずな
んです。それ以外に何ものもないので
す。その農事試験場あるいは指導農場
は、現在一体何をしておるかといふ実
情は、よく御承知でしょうが、本來な
ら、これはその目的のために全力を
あけて、指導員あるいは試験場員が働
かなければならぬのですが、試験場の
ための試験場、指導場のための指導場
といふような、農民生活、農場経営を
やつております者とは遊離しておる実
情になつておるといふことは、御承知
ですが、その点に鑑み、こゝにできま
す局なるものも、またさうさうな職
を踏むのなら、結局役所だけが殖え
るに止まつてしまふと思ひます。その
点についての御意見を伺いたいと思ひ
ます。

○永江國務大臣 從來ありました農事
試験場あるいは指導農場といふもの
が、いわゆる役所的であつて、その周
圍の農民諸君の実際の農作物をつくる
上においての親しみのある機關として
は、非常に弊害があつたのではない
か、試験場のための試験場といふやう
な弊害があつたのではないかとこゝ御
意見につきましては、私はそれを全部
否定する勇氣をもつておられません。從
いまして、農林省としても指導農場な
どは、今度は御承知のように全部閉止
いたしました。それは指導農場の周辺
にありまふ勤勞農民諸君が、自分らの
自主的な、民主的な力によつて、これ
を經營していこうといふ希望があれ
ば、その指導農場が、その希望に副
つて存置されますし、その周囲の農民諸
君が、指導農場を必要なしとして、こ
れを適當に分散して、普通の農耕地と
して使へるということになれば、さう
いふふうにしたことにして、指導農
場の中に政府の役人を置きまして、先
ほど申しました官治行政的なものでな
からしめるために、指導農場を廃止
したものであります。同様に農事試験
場につきましても、今までの、お示し
になつたやうな弊害をできるだけ抑制
いたしまして、眞にその地方における
生産農民諸君が、心やすくこれをサ
ビス機關として利用し、十分なる指導
が行われるやうに切り替へるために、
新しい局をつくつて、その指導を誤ら
しめたくない、こゝういふつもりでござ
います。

米なども、むしろ附近の農家の方が、
田でも畑でもよくできておる。試験場
や指導農場の方が、よほど手入れも意
つてあるし、増産どころか、むしろ減
收だ、こゝう見られるやうな作物になつ
ておる。何のためにこれら機關が設
置されておるのかといふやうな一全
部とは言ひませんが、中にはさうい
うものもあるといふことを、よく御考慮
に入れていただきまして、今後の農場の
指導監督にあたつていただきたい、こ
う思ふのです。

それから、次は食糧増産、いひては
農民生活の向上安定ですが、歸すると
こゝの食糧増産は、具体的にどうす
ればよいのかといふことになれば、まず
第一は、政府も考へになつておる土
地改良から一應着手しなければならぬ
と思ひます。ついでには、開墾あるいは
開拓といふやうな事業もありましよう
けれども、これに多大な期待をもつこ
とは御承知の通りですが、現在ある既
耕地田畑約六百万町歩ほど、殊にその
田畑のうち約三百万町歩足らずのもの
をこの際思いきつて改良事業をやる。
長い間押取しておつた土地ですから皆
やせておる。これに極力、力を入れら
れるといふ方向に進まれる。さうい
ふ本局ができました後は予算を計上さ
れて、さうして食糧が増産になれば、
國民一般の生活も非常に安定してく
るのでありますから、その線に進まれる
御方針はおもひであるかどうか。

さらにいま一つは、有畜農業の奨励
です。これも食糧増産にはなければなら
ぬのである。ところが、現在の段階
では、悲しいことには、牛も馬も餘々
に減りつゝある。殊に役牛、役馬が減
つていく。牛の肉がこの間うち百隻二

○松本(一)委員 今のお話ですが、い
わゆる試験場なり指導農場は、私もし
ばしば方々の試験場、指導農場を实地
調査に参りますが、今年の春、去年の

米なども、むしろ附近の農家の方が、
田でも畑でもよくできておる。試験場
や指導農場の方が、よほど手入れも意
つてあるし、増産どころか、むしろ減
收だ、こゝう見られるやうな作物になつ
ておる。何のためにこれら機關が設
置されておるのかといふやうな一全
部とは言ひませんが、中にはさうい
うものもあるといふことを、よく御考慮
に入れていただきまして、今後の農場の
指導監督にあたつていただきたい、こ
う思ふのです。

それから、次は食糧増産、いひては
農民生活の向上安定ですが、歸すると
こゝの食糧増産は、具体的にどうす
ればよいのかといふことになれば、まず
第一は、政府も考へになつておる土
地改良から一應着手しなければならぬ
と思ひます。ついでには、開墾あるいは
開拓といふやうな事業もありましよう
けれども、これに多大な期待をもつこ
とは御承知の通りですが、現在ある既
耕地田畑約六百万町歩ほど、殊にその
田畑のうち約三百万町歩足らずのもの
をこの際思いきつて改良事業をやる。
長い間押取しておつた土地ですから皆
やせておる。これに極力、力を入れら
れるといふ方向に進まれる。さうい
ふ本局ができました後は予算を計上さ
れて、さうして食糧が増産になれば、
國民一般の生活も非常に安定してく
るのでありますから、その線に進まれる
御方針はおもひであるかどうか。

さらにいま一つは、有畜農業の奨励
です。これも食糧増産にはなければなら
ぬのである。ところが、現在の段階
では、悲しいことには、牛も馬も餘々
に減りつゝある。殊に役牛、役馬が減
つていく。牛の肉がこの間うち百隻二

百四のものが、はやもう二百五十円、三百円に今なつてきた。従つて、牛一頭を賣うのに十万円も出さなければ買えないといふことは、政府から出されたりする数字によつても、牛の減るゝあいがわかつておりましたが、こういふように、有畜農業は政府の役所、人的機構はよくできて、肝腎の牛が減つていつてしまへば、結局有畜農業はだん／＼衰えていく。ひいては食糧が思うように増産できぬ。こうなるので、土地改良と有畜農業にこの改良局は関係が深いと思ひますので、一應御方針を伺つておきたいと思ひます。

○永江國務大臣 御示しのように、この局は、さうな重要な、食糧増産に關係のあります事務全般に對しての計画調査等をいたす局であります。それに基づいて、先ほど申し上げましたように、將來農林省におきます全面的な機構の改組が行われますならば、農産局においてその面を担当していただく。さういふふうな仕組に考へておるわけでありませう。従ひまして、この農産局などの改組の全面的なものは、次の國會で御審議を願ふこととしたしまして、本日とて、本法案のねらつておきますところは、今お話ししたやうな面について一つの計画を立てるべき所でありませうから、その計画は今の話のありましたやうに、あくまで食糧増産のために、どれだけ設備をして土地改良を行ふべきか、それについてはどういふ予算を投入すべきかといふやうなことは、十分この局で考へられることだと思ひますし、また有畜農業について必要なる牛馬の數、その増産等についても、この局においてそれぞれ立案研究をされる。さういふこ

とになりまして、それらの全面的な科学的な研究調査をしたものを、適當に農林省の他の局におきまして実施していく、さういふ考へであります。

○松本(一)委員 今大臣の御答弁によりますと、農産局のお話も出ましたが、私は農産局とか、あるいは開閉局とか、または今度できる改良局とか、さういふやうなものは一局に統合されてやらなければならない。結局横の連絡がつかないのじやないかと思ふ。総合的計画を立てられて、さうしてゆるゆるのじやないか、さう思ひますが、これはまあ私の意見でありますから、今度は農林省を御改組のときには、参考の一つとして取入れていただきたいと思ひます。つきましては、さらに重点である食糧増産の見地から考へて、政府の方では肥料の問題、あるいは農薬の問題等、いろいろお考えになつておりますが、ところが、どれ一つ取上げても、当面しております農家としては困つた問題でして、たとえば肥料のごときも、一番安全で一番いいのは御承知の魚肥である。その魚肥は、最近北海道のでも相当とれておるのである。これは食料として統制になつておるのであるが、詳しいことはわからぬが、何かの方法で加工して、食料からはずれておるやうですが、しかも値段が非常に高い。二十四貫匁くらいのものが今では七、八千円くらいしておる。さういふ高いものを買つて、田にまく。一反歩五貫匁も買へば、それは確かに米の一俵や一俵半はよけいとれます。但しそれはやみで賣ることを前提としてならばやります。マル公供出を考へ

たならばちよつとやりにくいのであります。ですからせめてこの魚肥だけを、昔はみな魚肥でつくりましたから、しそこないがなくなつた。最近には技術が十分発達して、硫酸とか石灰、窒素とかを使うやうになりましたが、数年前まではまだ硫酸などはあふなくさういふ使なかつた。やりそこないが多かつた。一番安全なのが魚肥でありますので、この魚肥をせめて來年度はうんと北海道の方で増産してもらつて、食料としてしんを使うか、あるいはそれを肥料として米をよけいとつて、米で食糧として使うかといふことになれば、結局主食の米がよけいとれる方がいゝのじやないか。さう私も考へるものであります。二十四貫匁から一かますあれば、大体五反の田に播ける。五反の田といへば一俵ずつ増産していつても、五俵の米になつていく。それすればこれはだれが考へても、肥料としてしんを使つた方がいゝ。さういふことはわかるので、さういふ点を御先方よく傳へて、來年は魚肥をせい／＼つくり、それを全國に公平に配給するといふ方法をとつていただく。

次に農薬の問題ですが、ともかくせつかい／＼田をつくりながら、悲しいことには農薬が乏しい。殊にあの二化螟虫などは一番やつかいなものです。D・D・Tで消毒しますればよろしいが、そのD・D・Tがさういふに手にはいらぬ。私もでもさういふ害は大分苦勞しましたが、これを思ひ切つて使はせるやうにしなければ、一化螟虫、二化螟虫の被害、これは必ず一割か二割あるのです。場合によると四割も五割も、昨年の愛知縣のごときは、被害を受けたのです。この完全な農薬をもつと農家に使はせるやうに普及させなければ、いくら改良局をこしらえてみても、意味をなさぬ、さう思ひますが、この肥料の問題と農薬について御意見を伺ひたいと思ひます。

○永江國務大臣 肥料につきましては御承知のように傾斜生産の効果がだんだん現れまして、最近はかなり戦前に近い數量にまで、硫酸などは増産ができてつづいておる。さうに魚肥についてもさういふ御意見があらしまが、御承知のように肥料公園の方で全面的な取扱ひをいたしておりました。私もさういふ御意見の性質から見ましても、どうしてもまだマル公でもつて生産農家が必要とする肥料が、必要最低限必要な時期に渡るといふことにはいかに困難な情にありまします。それをできるだけ圧縮いたしまして、必要な量が可能な期間に農家にいゝやうに努力したいと思ひております。

○松本(一)委員 肥料の問題については今申しましたやうなわけでありませうが、魚肥の問題のお話だけでしたら、だだ化学肥料のお話だけでしたら、魚肥の問題と農薬の問題を御答弁が願ひたいと思ひます。

○永江國務大臣 魚肥の点を答弁を落したのでありますが、魚肥の重要性については私も認識しておるのであります。これを確保するやうに努めたいと思ひます。本年大体必要とする農薬は、さういふに生産の過程にはいつておりまして、農薬の面においてはさういふ必要に近い生産ができる、さう思つております。

○松本(一)委員 農薬は生産の過程に本年必要の量はいつておるとおしやいますけれども、それはいつてくるのか。今まさに要する時期です。もうおそろく八月、九月になりますと、一化螟虫を受けただけでも、一割や二割の減産を覚悟しなければなりません。さういふ観点から考へて効くよい農薬が公平に渡るやうに手配が願ひたい。

次に農家の生活改善安定の問題であります。これはさつき木村さんからのお話がありました。何としても農家の收支のバランスが保たねばならぬ。生活の改善はあり得ないのであります。ところが米價の問題、あるいは炭、あるいは馬鈴薯、甘藷、かような農家が賣り渡すものの價格が、ほかの物價から比較して安い。何もかもマル公が決してさうでない。マル公で買ふものは半分である。殊に病氣にでもなつた場合、医者の支拂いが大やみです。また学校へ通わせませう費用なども相当かかることなどから考へまして、おそろく現在の政府が考へ願つておるやうな値段では、農家は喜んで氣持よく供出ができません。氣持よく供出ができれば、心から増産するといふ増産意欲が生じてこないのは當然であります。強いてこれを承知させようと思ひば、農民を奴隷的過酷に追ひこめば別でありませう。昔ならそれができたものではありませぬ。また農村青年は、昔は都會の風にもさらぬ青年が、親の相続をしました。この戦争の結果、皆復

には必ず出てきて審議に参加する。元
來今の國會の諸君は役人になることを
昔のように非常に希望してゐる。國會
は國權の最高機關であるから、代議士
であることが一番いいことと考へるよ
うにしていかねければならぬ。役人に
比べて知識の点においても、識見にお
いても負けぬようにわれわれはやつて
いかなければならぬ。それには今日の
ようなやり方だつたら役人になつてし
まわれる。そういう意味から申しまし
てもこの委員會を最も實力ある委員會
にするためには、今日のような制度で
はいけない。これについて委員長のお
考へがあれば承つておきたい。

○松原委員長 お答えいたします。今
度の國會法においては、それが改正に
なつて、但し決算と予算は兼ねられる
ことになつたように心得ております。
詳しいことは記憶しませんが、いかに
あいに決算委員會は他を兼ねる中に
はいつておることは遺憾に思ひます。
が、なお研究してお答えしたいと思
ひます。

○河合委員 なるべく出席して、す
でに前の委員會において審議が進んでお
ることを繰返すことはやめてもらいた
い。

○田中(憲)委員 大臣にちよつとお伺
いしたいと思ひますが、御多忙のよう
ですから簡単に伺ひたいと思います。先
ほど山澤さんにお尋ねいたしたところ
が、つづきした答弁がなかつたので
す。それは農民組合のあり方について
の問題であります。大臣は就任早々日
農、全農の合同論を唱道されたように
私は記憶いたします。ところが私は全
農のものであります。日農は答共派
を含んでおります。共産党もおりま

す。その他反共派もおると思ひます。け
れども、この点がはつきりしない限り
はとうてい合同ができないのでござい
まして、大臣は現在の日農問題あるい
は全農問題はまずさとしておいても、農民
組合は思想的にはどういふようなあり
方がいふか、あるいはまだどういふよ
うな農民運動が最も好ましいことであ
るかといふようなことについて、こ
こに木村君もおられますが、共産党も
多大の関心をもつておられるようであ
りますので、一言この点について大臣
の農民組合に対する見方について御報
告願ひたいと思ひます。

○永江國務大臣 私は農民組合が自主
的に、民主的に強力に發展することを
希つておる一人であります。従いまし
てその構成分子の個々のメンバーがい
かなる政治的傾向をもつてゐることが
妥協であるかといふことは、にわか
に判断することができない、こう思つ
ております。

○松原委員長 しばらく休憩いたしま
す。

午後六時三十分休憩
午後八時十分開議
○松原委員長 休憩前に引続き再開
いたします。

各位の通日にわたる御精勵で、お疲
れの折ではあります。が、今期切迫の
際でもあり、本委員會に付託いたされ
た案件は、できる限り、審議いたした
い心組みであります。審議上、時間も
遅くなり、御迷惑とは存じますが、日
程に掲載の二法案につき審査に入りま
す。

これより通信省設置法案、内閣提
出、第九十六号、通信省設置法の施行
出、第九十六号、通信省設置法の施行

に伴う法律の整理等に関する法律案、
内閣提出、第九十七号を一併議題とし
て、通信省より提案の御説明を伺い
ます。富吉通信大臣。

通信省設置法案
第一章 總則
第一條 この法律は、通信省の所掌
事務の範圍及び権限を定めるとも
に、第二項に掲げる事業を合理的
、能率的に經營し、且つ、所掌
行政事務を能率的に遂行するに足
る組織の基準を定めることを目的
とする。

通信省は、左に掲げる國の公共
業務(地方的のものを含む。)を一
體的に遂行する責任を負ふ唯一の
政府機關とする。

一 郵便事業
二 郵便貯金、郵便為替及び郵便
振替貯金事業
三 簡易生命保険及び郵便年金事
業

四 電氣通信事業
五 航空保安業務
六 電波管理業務

通信省は、この法律に掲げる業
務を行うにあたり、公共に可能な
最大の利益をもたらすようにしな
ければならない。この法律によつ
て通信省及び通信省の所掌に委任
された権限及び職務は、前項の各
業務をそれぞれ一體的に遂行する
こと、結果に對し最大の効果を擧
げること並びに資金及び資料の浪
費及び協調のない行為に基く業務
の低下から公共を保護することを

保障するものである。
(設置)
第二條 この法律により、通信省を
設置する。

通信省の長は、通信大臣とな
る。

(通信省の所掌事務)
第三條 通信省は、第一條に掲げた
業務に關し、左に掲げる事務を所
掌し、その權限の行使は、その範
圍内、條約及び法律(法律に基
く命令を含む。)に従つてなされな
ければならない。

一 郵便事業を經營すること。
二 郵便貯金、郵便為替及び郵便
振替貯金の事業(以下爲替貯金
事業という。)を經營すること。
三 簡易生命保険及び郵便年金の
事業(以下保険年金事業という。)を
經營すること。

四 収入印紙を賣却すること。
五 年金及び恩給の支給その他國
庫金の受入及び拂渡をするこ
と。

六 公衆通信の用に供する有線、
無線その他の方法による電信、
電話その他のすべての電氣通信施
設及び業務を建設し、設備し、
運用し及び管理すること。

七 海上保安、海保局及び海難救
助に關する通信施設を設備し、
保守し及び運用すること。(海上
保安廳の所掌に屬するものを
除く。)

八 警察、消防、刑事訴訟、氣
象、時報、復旧、災害予防、放
送無線電信及び放送中継その他
公共性のある業務の用に供する
電氣通信施設及び業務の全部若

しくは一部を建設し、設備し及
び運用し、それぞれの業務担当
者の使用に供すること。但し、
使用者において通信省の許可
(承認を含む。以下同じ。)を受
けて建設し又は保守する電氣通
信施設並びに警察用電氣通信施
設のうち、無線通信施設及び聯
合内交換設備を除く。通信省と
他の政府機關との間に紛争を生
じた場合には、案件を内閣にゆ
だね、政令の発布により解決す
るものとする。その他のすべて
の紛争に關しては、通信省の決
定は、最終のものとする。但
し、所轄裁判所に提訴すること
を妨げない。

九 第六号の業務に支障のない範
圍で、その電信回線、電話回
線、通信線路、無線通信設備等
の施設を事業又は個人の専用に
供すること。

十 通信省の行う電氣通信事業及
び他の事業又は個人の行う電
氣通信事業の運営に必要な範圍
で、左に掲げる技術的調査及び
研究をすること。但し、他の事
業又は個人の個人のために行つた
調査又は研究によるものとする。
イ 電氣通信技術の實用化に關
する調査、研究及び現場試験
ロ 電氣通信技術の基礎的調査
及び研究

十一 電波管理業務に必要な基礎
的又は實用化に關する調査及び
研究をすること。

十二 私設電信電話を規律し及び
監督すること。

十三 無線電信、無線電話その他

第七

- 無線通信に妨害を與ふる虞のある無線周波施設（以下無線周波施設といふ。）を規律し及び監督すること。
- 十四 電波を統制し、監視し及び規正すること。
- 十五 標準電波を放射し及び標準時を放送すること。
- 十六 無線通信、無線電話その他電氣通信施設に妨害を與ふる虞のある無線周波施設の機器の最低動作基準を制定すること。
- 十七 無線周波施設の機器の認定及び抜取検査をすること。但し、放送聴取用受信機については、政令の定めるところに従い、型式試験及び認定をすること。
- 十八 無線周波施設（放送聴取用受信機を除く。）の運用又は技術に従事する者の資格を定め及びこれを規律すること。
- 十九 航空保安施設を建設し、維持し及び運用すること。
- 二十 所掌事務に関する公益法人の設立を認可し及びこれを監督すること。
- 二十一 前各号に掲げるものの外、法律又は法律の特別の委任に基く命令で通信省の所掌と定められたこと。
- （通信省の権限）
- 第四條 通信省は、前條に掲げる所掌事務を執行するため、左に掲げる権限を有する。
- 一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務遂行に必要な契約をすること。
- 二 法令の定めるところに従い、所掌事務遂行に直接必要な事務所施設、業務施設その他研究施設等を設置し、これを維持し又は廃止すること。
- 三 法令の定めるところに従い、所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品その他研究用資材等を調達すること。
- 四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。
- 五 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところに従い、職員を任免すること。
- 六 國家公務員法の定めるところに従い、職員の賞罰を行うこと。
- 七 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給与、勤務時間その他の労働条件を定めること。
- 八 法令に触れない範囲で、従業員の組合と団体協約を締結すること。
- 九 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、且つ、これを逸脱しない範囲で、職員の厚生、保健のために必要な施設をなし及びこれを管理すること。
- 十 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。
- 十一 法令の定めるところに従い、職員に貸與するために宿舍を建築し、購入し又は借り入れ並びにこれを維持し又は廃止すること。
- 十二 所掌事務に関する統計及び調査資料を印刷頒布し又は刊行すること。
- 十三 通信大臣の官印及び通信省の省印を制定すること。
- 十四 所掌事務の監察（犯罪及び非違の調査を含む。）を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十五 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十六 所掌事務遂行に支障のない範囲で、同省等の施設又は業務、電報番号等の事務用品を利用し、廣告業務を行うこと。
- 十七 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害の賠償をすること。
- 十八 湯藥機關の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 十九 簡易生命保険及び郵便年金の積立金を運用すること。
- 二十 簡易生命保険の被保険者の保健施設を、毎年國會がこの目的のため特に承認した範囲内で、設置すること。
- 二十一 郵便、電報及び電話の利用上必要な包装用品、封筒、電報番号簿、特殊郵便紙等の用品を調製し及び賣りさばること。
- 二十二 法令の定めるところに従い、公用徴收権を行使すること。
- 二十三 第三條第十号及び第十一号に掲げる電氣通信及び電波に關する技術的調査研究の一部を、通信省において行うことを不利と認めるときに、部外の研究機關にこれを委託すること。
- 二十四 政府又は民間事業の專用に供する私設電氣通信を建設し及び保守すること、政府又は民間事業よりその専用施設を買収すること並びに政府又は民間事業の專用のために作られた通信線をその使用に供する契約をすること。
- 二十五 法令の定めるところに従い、電氣通信事業の運営に必要な工業所有權又はその実施權を取得すること。
- 二十六 條約又は法令の定めるところに従い、電波の管理に必要な措置をとること。
- 二十七 條約又は法律により委任された範囲において、國際郵便、國際郵便爲替及び國際郵便振替に關する取極を商議し締結すること並びに條約の規定に従い、國際郵便爲替及び國際郵便振替の利率又は料金、郵便料その他日本と外國との間に運送せられる郵便物に關する料金を減額し又は増額すること。
- 二十八 外國、外國の機關又は外國の民間會社と國際電氣通信業務に關し、業務の設定、業務の運用、運用上の諸事項及び利率又は料金等に關し、條約又は法律により委任された範囲において、國際的取極を商議し締結すること。
- 二十九 條約又は法律により委任された範囲において、電波の管理に關する國際的取極を商議し締結すること。
- 三十 收入金を徴收し、通信省の所掌事務の運営に必要な支拂をなし及び政府資金の會計手續を規定する法令の定めるところに従い、受取及び支拂に關する報告及び會計の方法を定めること。
- 三十一 他の政府機關若しくは民間事業、團體又は個人によつて所有せられる電氣通信施設の建設、設置又は運営に対する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第一條第二項及び第三項に規定する通信省の職責を考慮して行うべきものとする。通信省と他の政府機關との間に紛争を生じた場合には、案件を内閣にゆだね、政令の發布により解決するものとする。その他のすべての紛争に關しては、通信省の決定は最終のものとする。但し、所轄裁判所に提訴することを妨げない。
- 三十二 前各号に掲げるものの外、法律又は法律の特別の委任に基く命令で、通信省の権限と定められたこと。
- 第二章 本省
- （本省の部局）
- 第五條 本省に、大臣官房及び左の区分により左の部局、局及び研究所を置く。
- 郵政總局
- 郵政監督局
- 郵務局
- 貯金局
- 簡易保險局
- 電氣通信總局
- 業務局
- 施設局
- 電氣通信研究所

事項につき、責任を有する。
第一 通則

一 この法律により、通信省が運営の職責を有する電氣通信業務の提供及び電氣通信技術の基礎的研究及び実用化研究に関する一切の事項を運用し及び管理すること。

二 國の電氣通信業務が公衆に最大の利益をもたらすように一体的な業務（地方的なものを含む。）を設定し、運用し及び管理すること。

三 電氣通信に関する法律、政令、省令、通信省諸規程及び電氣通信総局管下の主管部局の発する諸規約を立案し及び実施すること。

四 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に関しては、左の定義に従ふものとす。

(1) 電氣通信 電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事実を傳達又は受ける一切の手段を設備し、運用し及び維持すること。それは有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信等を含むものとする。

(2) 局内施設、電話交換局、中継局、端局の装置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を受ける電氣通信装置及び設備（在庫品を除く。）

(3) 局外施設、陸線、地下ケーブル及び架空ケーブル等建

物による保護を受けない電氣通信装置及び設備（在庫品を除く。）

(4) 電氣通信施設 (1)に掲げる業務を行うにつき設備すべき一切の施設、物的設備、業務用機器、建物及びこれらに附屬するもの。

(5) 電氣通信活動 電氣通信業務の設定及び電氣通信施設の管理に関する電氣通信総局の一切の組織、管理及び運用の機能

(6) 私設設備 (1)に掲げた電氣通信設備であつて通信省が所有するものでないもの又は直接に運用しないもの。それは、私設電話交換、電信又は電話の端末装置、模写電信、無線局（送信及び受信を含む。）等を含む。

(7) 手動又は自動の私設電話交換機 一事務所内で、且つ、同一建物内の事務室間又は同一構内の建物間の電氣通信業務の用に供される私有又は通信省所有の交換設備及び通信機。この場合において、すべての電話機は一事業に携わる同一の個人、事務所、会社、企業又は同様な団体の使用のために設備される。この通信系は一事業を行う事業所の同一建物内の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接続を行う施設を含まず、且つ隣接しない建物

若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。
(8) 電氣通信系 個々の装置を一体的に組み合せて、一の電氣通信業務を行い得る系統にするような一切の施設の總体的組み合せ
(9) 公衆電話業務 公衆の利用に供される電話施設であつて通信省以外のいかなる個人又は機関も特に責任を有しないもの
(10) 簡易電話 契約に基き一個人の行う業務であつて、契約によつて通話料を徴収して当事者以外の者の使用に充ててことを許可されたもの
(11) 國際電氣通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電氣通信業務の提供

第二 組織

一 法令の定めるところに従い、組織を設定し及び管理すること。

二 組織の改正に關し、その改正が電氣通信総局の所掌に屬しないとき、上級機關に提案するため計画し及び上申すること。

三 電氣通信総局の所掌に屬する組織事項及びその実施に關する命令及び規則を作成すること。
四 法令の定めるところに従い、電氣通信総局の運行及び権限の委任に關する必要な指令を作成し、提出し又は監督すること。

五 公衆に対する業務の適當且つ公平な發展を確保するよう、電氣通信活動の組織を管理すること並びに経験と訓練の結果が可能な最大の効率をあげるよう又職員自身の最大の利益となるよう各段階の職員を訓練し、使用し及び昇進させること。

第三 職員

一 電氣通信業務の提供に従事する職員の需要及び採用に關する計画を作成し上申すること。

二 第七條第三号に従い、電氣通信業務の提供に従事する職員を指揮監督すること。この職員には法令の定めるところに従い職員を任免し又は賞罰する権限を含むものとする。
三 業務に従事する職員の訓練に關する計画を立て及び実施すること。

四 第四條第九号の範圍において、業務に従事する職員の厚生及び保健に關する事務を処理すること。

五 電氣通信総局以外の通信省の他の部局の職員に於て又は重複しない範圍において、労働團體と交渉すること。

六 職員の職責と能力に従い、健全な管理方針に合致するよう、その公平且つ妥當な待遇を確保するに必要な給與、等級等の設定につき上申すること。
第四 予算及び會計上の要求
一 電氣通信総局の職責を果す

ために必要な會計及び予算上の要求を作成し、成立予算に基く承認済の事業計画を實行すること。
二 通算予算とその実施状況とを照合して事業計画を調整すること。

第五 記録及び文書

一 電氣通信業務に關する文書及び記録を作成し、受け付け及び整理すること。但し、事務總局総局において整理する支拂済手形、証票及び小切手等會計上の文書の整理を含まない。

二 一の職責を遂行するための要求及び方法を制定し及び管理すること。

第六 會計

一 事務總局総局の定めた會計制度を設定し及び維持すること。但し、補助的會計記録を含むものとする。

二 正確性を保証し、且つ、定められた會計制度及び方式の適用に關する諸法規の守られてゐることを保証するために必要な検査及び調査を行うこと。

三 電氣通信総局の責任として收納又は委託された資金の受領、支拂の測定をすること。

第七 統計及び業務資料

一 管理上の諸実施手続の效果及び業務の成果を決定するために必要な統計その他の資料並びに第十條第十六号及び第十九号の基本原則に従い、管理をなすに必要な諸資料を収集

し、評價し及び分析すること。

二 その他必要な特別調査を行うこと。

第八 資材

一 電氣通信總局の所掌に属する電氣通信業務の運用、維持及び建設に必要なすべての資材、設備及びその他のものに關する要求案を作成すること。

二 電氣通信總局の所掌に属する電氣通信施設の運用、維持及び建設に使用する中央倉庫制度を管理すること。(必要な貯蔵基準及び制当等を含む。)

三 電氣通信總局の所掌に属する電氣通信施設の建設、維持、運用及び研究にもつばら必要な機器、物品、素材及びその他のものの購入、支拂、割當、受領、引渡及び保管に關する契約をすること。

第九 電氣通信業務及び通信流通(トラフィック)

一 別に定められた料率及び料金で、公衆用又は私用若しくは政府機關の用に供するため加入者装置を提供し及び接続すること並びに電氣通信業務を提供すること。

二 電氣通信總局の所掌に属する電氣通信設備により傳達されるすべての通信を受け付け及び取り扱うこと。

三 業務の標準、取扱方法並びに一及び二の遂行上の管理事務を定め及び実行すること。

四 一、二及び三の職責を履行するに必要な現業局所を設置し及び運用すること。(電話簿の発行及び業務の運用に必要な諸資料を収集することを含む。)

五 公衆電話業務及び簡易電話業務を設定し、運用し及び管理すること。

六 定められた手続及び料金率に従い、政府の機關、個人及び私的團體の專用に供する電氣通信設備を設置し、運用し及び管理すること。

七 電氣通信總局の所掌に属する電氣通信業務の取扱時間及び取扱條件並びに諸規則を制定すること。

八 第十條第十九号に従い、電氣通信總局の所掌に属する電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳及び公衆關係の計画を立てること。但し、この廣告には電氣通信施設及び用品を利用して行つた廣告を受理し、且つ、料率を制定することを含む。

九 世論を収集し及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し及び回答すること。

第十 國際電氣通信業務

一 公衆の利用に供する一切の國際電氣通信業務を設定し及び運用すること。

二 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し、外國政府、外國の機關及び外國の通信業者と結ぶ

協定案を作成し及び上申すること。

第十一 電氣通信施設の設備、裝置、建設、維持及び処分

一 回線、局所、局舎、局内裝置、加入者、電話交換局、中繼局及びこれらに關する一切の事項に對する要求等電氣通信業務の需要を調査すること。

二 一に定めた公衆の需要を充足する計画を作成すること。

三 予算の範圍内で、二に掲げた計画に従い、設備すべき施設を準備し、建設し及び設置すること。

四 一、二及び三の職責を遂行するに必要なすべての裝置、施設、建物、器具、車両等を準備すること。

五 四の職責を遂行するに必要なすべての裝置、器材、器具等一切の電氣通信施設を維持し及び修理すること。

六 電氣通信施設の建設及び維持に必要な船舶及び舟艇を建造し又は購入し、支拂の手続を行い、修理し及び保管すること。

七 自己修理するのが経済的な場合は、電氣通信總局の使用する諸物件の修繕に必要な施設を設置すること。(特殊裝備をなした工事を含む。)

八 電氣通信施設を檢査し、建設及び保守業務の實地檢査をし、施設運用の調査をすること並びに業務の改善及び經濟化その他正當な管理をなすに

必要な同様な行爲をなすこと。

九 製造された機器、素材及び物件を製造の場所又は引渡場所において受領の際、仕様書及び契約條件と照合檢査すること。

十 施設の変更又は拡張のための設備及び建設資材を受領し及び保管すること。

十一 業務上經濟的使用ができなくなつた電氣通信施設を処分すること。

十二 陸線、管路、有線回路、無線回路等の施設について、類似の施設を必要とする施設を所有し及び運用する配電等の公共事業その他の團體又は個人と共同に使用することに關し、調整し及び企画すること。

十三 電氣通信總局の所掌に属する電氣通信施設の台帳を設け評價すること。

十四 施設の共用又は共同契約が經濟的であるときは、修繕、資材等について通信省の他の部局と連絡協議すること。

第十二 私的設備

一 電氣通信系との一体化を図るために公衆通信施設と直接又は間接に接続される私設設備に對し、工事設計、裝置、運用及び保守の基準を設定し及び実施すること。

二 私設設備を一般の通信系に統合することが、權限ある機關によつて業務上有効であり

又は公衆の利益をなすものと認められたときは、私設設備の所有者と直接交渉により、又は公用徴收權を行使してこれを取得すること。

三 私設設備を電氣通信系に接続することに関する條件、方法及び手続を定め、且つ、接続を実施すること。

四 電氣通信施設に直接又は間接に連絡する私設設備に對する資材の需要及び割當を決定し、資材の配給の監督をすること。

五 私設設備の建設、裝置、維持及び運用についての申請に關し上級機關の要求により調査し、資料を整へ、上申すること。これは公衆通信に接続しない手動又は自動の私設電話交換系を含まない。

第十三 特別施設

權限ある機關によつて通信省にその責任が委任されたときは、警察用、航行援助用、氣象通信用、海岸局用、官廳用施設その他類似の國內又は國際電氣通信施設の全部又は一部を設計し、建設し、維持し及び運用すること。

第十四 契約

一 電氣通信施設の設備、建設又は運用に關する契約を作成し、締結し及び実施すること。

二 完了した契約工事の引渡を受け、これを檢査すること。

(建設中の監督を含む。)

第十五 建物及び土地

- 一 電氣通信総局の専用又は管理に属するすべての建物の建設及び大修繕の計画案を作成すること。
 - 二 電氣通信総局の専用又は管理に属するすべての建物及び設備を直接保守し及び小修繕を行うこと。
 - 三 電氣通信総局の専用又は直接管理に属する土地、建物を購入し又は借り入れること。
 - 四 電氣通信総局の管理に属する土地、建物、設備の管理に關する業務以上により共用される建物の使用及び建設の計画に關し、通信省の他部局と連絡し協議すること。
 - 五 電氣通信総局の土地、建物、設備の管理に關する業務以上により共用される建物の使用及び建設の計画に關し、通信省の他部局と連絡し協議すること。
 - 六 電氣通信総局の管理に属する土地、建物、設備の管理に關する業務以上により共用される建物の使用及び建設の計画に關し、通信省の他部局と連絡し協議すること。
 - 七 法令に従い、予算の範囲内において、電氣通信総局の専用又は管理に属する土地、建物、設備又はその他の技術的でない建物の家屋及び設備の建設について計画案を作成し又は上申すること。
- 第十六 法律的な事項
- 一 通信省の他の部局の職責と触れ又は重複しない範囲において、電氣通信総局の契約、不動産その他の電氣通信総局の職責に關する一切の法律的な事項に關すること。
 - 二 電氣通信総局内の犯罪及び非違を調査し及び処理すること。
- 第十七 基礎的研究及び実用化研究
- 一 電氣通信技術の廣範な発達をもちたす新たな装置、資材、機器、回線、方式等に關し基礎的研究及び実用化研究をすること。
 - 二 一に掲げた実用化に關して必要な現場試験及び現場調査を行うこと。
 - 三 一及び二に掲げた職責を行うために必要な試作工場及び研究所施設を設けること。
 - 四 電氣通信技術の発達に關連し、又は一、二及び三に掲げた実用化及び研究の職責を果すのに附随した工業所有権及びその実施権を所有し又は取得すること。
 - 五 研究所の職責を果すために必要適切な文書を作成し及び刊行すること。
 - 六 狭義の電氣通信系に含まれないがその発達に必要な廣範の電子工学の分野並びにこれに關連する分野における基礎的研究及び実用化研究を行うこと。
- 第十八 國際條約及び委員會等
- 一 電氣通信の職責と触れない範圍において、電氣通信に關する國際條約案、協約案及び法令案を作成すること。
 - 二 電氣通信の所掌に關する事項を除き、電氣通信に關する國際的委員會、連合會議その他の類似の會議に代表者を派遣すること。
- 第十九 料率及び料金
- 一 電氣通信總局の所掌に關する一切の電氣通信業務に關する料率及び料金の設定に關し、必要な資料を事務總局經理局と連絡協議して作成し、審査し及び分析すること。
 - 二 電氣通信總局の所掌に關する電氣通信業務の料率及び料金を設定するため上級機關に提出する上申書を作成すること。
 - 三 料率及び料金に關する情報を発表し及び周知させること並びに提供した役務に對しこの料率及び料金を適用し徴収すること。
- 第二十 基準、標準実施方法及び諸手続
- 一 電氣通信に關する職責に關する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。これは工事計画、保守及び建設に關する諸基準、訓練運用に關する諸手続及び実施方法並びに資材及び設備の仕樣等の設定及び実施を含む。
 - 二 前各号の外、電氣通信業務に關し通信省の權限として法令で定められ、且つ、電氣通信總局の所掌とされた一切の事項を行うこと。
- (事務總局の事務)
- 第二十一 其他
- 一 各總局及び電氣通信總局の所掌とされた一切の事項を行うこと。
 - 二 歳入及び歳出の予算の實行計画の策定及び調整をすること。
 - 三 歳入及び歳出の決算をすること。
 - 四 歳入及び歳出の測定をすること。
 - 五 歳入、歳出及び資産の事業別分計をすること。
 - 六 通信事業特別會計制度の調査をすること。
 - 七 歳入金の徴収、歳出金の支拂並びに法令の範圍内における通信省の管の一切の政府資金及び財産の會計手続を立案し及び施行すること。
 - 八 通信省の管の原簿計算に關すること。
 - 九 資金の統制及び調整をすること。
 - 十 契約手続及び契約指定手続の起案に關する上申を計画し及び作成すること。
 - 十一 契約等の計画を取りまとめ及びその通知をすること。
 - 十二 支拂計画の設定及びその通知をすること。
 - 十三 軍票の受拂処理をすること。
 - 十四 資金、物品又は財産の管理及び保管の責任を有する通信省の職員に對する會計監査及び通信省の總原簿又は補助簿の勘定登記の確報に關すること。
 - 十五 小切手及び國庫金振替書の認證をすること。
 - 十六 通信省所掌事務の統計に關する計画を作成し及び執行すること。
 - 十七 通信省所掌事務の運営に關する統計を保存すること。
 - 十八 各事業の原簿及び料金の合理化的研究をすること。
 - 十九 各事業の周知宣傳及び廣告に關する基本的手続を設定すること。但し、事務總局によつて設定された基本的手続が遵守される限り、各總局又は電氣通信總局がそれぞれ周知宣傳及び廣告を行う責任の履行を制限するものではない。
 - 二十 固定資産の記録を保持すること。
 - 二十一 國有財産の台帳を管理すること。

ること。

二十二 各総局及び電波監並びに法令により通信大臣の監督する団体の要求する資材について、需給計画の総合調整並びにその資材の割当をすること。

二十三 各総局及び電波監の要求する資材及び物品を調達すること。

二十四 前号の資材及び物品の出納及び保管をすること。

二十五 事務用物品の改良に関する調査及び考案をすること。

二十六 貨物自動車、乗用車等の車両の修理をすること。

二十七 関係総局又は電波監と協議の結果不用となつた財産を処分すること。

二十八 従業員の労働組合との団体交渉及び労働関係の調整に関する事務を処理すること。

二十九 従業員の給与、勤務時間等の労働条件の調整をすること。

三十 第四條第九号に従い、従業員の厚生及び保険の総合計画及び運用をすること。

三十一 通信省職員に貸與するための宿舍の総合計画及び運用をすること。

三十二 通信省共済組合に関する法令の執行に関する事務を処理すること。

三十三 従業員の労働に関する調査統計等をする。

三十四 土地、建物及び工作物の管理事務の連絡調整をすること。

三十五 建物及び宿舍の賃借に関

する規則を作成すること。

三十六 土地、建物及び工作物の賣買、交換及び寄附受理に関する交渉をすること。

三十七 通信省の建物及び工作物の修繕工事（小修繕に限るもの）を除く。）をすること。

三十八 通信省の本省建物の一切の修繕に関する事務を処理すること。

三十九 土地、建物及び工作物の営繕工事の設計及び施工をすること。

四十 通信省所掌の営繕工事に必要な資材の需給計画を立てること。

四十一 建物及び工作物の保全に関する企画をすること。

四十二 第七條第三号に従い、所部の職員を指揮監督すること。

この職員には法令の定めるところに従い、職員を任免し又は賞罰する権限を含むものとする。

四十三 所部の職員を訓練すること。

四十四 第四條第九号の範囲において、所部の職員の厚生及び保健に関する事務を処理すること。

四十五 事務総局の職員に貸與する住宅及び寄附金に関する事務を処理すること。

四十六 所部の職員の需要及び採用に関する計画を作成すること。

四十七 事務総局の事務に関する文書を受受し及びこれを整理すること。

四十八 事務総局の予算案の作成

及び予算の執行に関すること。

四十九 前各号に掲げるものの外、財政、会計、資材、労務及び營繕に關し、通信省の権限として法令の定める事項で特に他の総局又は電波監の所掌とされない事項に関する事務を処理すること。

五十 第三十四号から第三十七号まで及び第三十九号から第四十一号までに掲げる事務を遂行するに當つては、他の総局又は電波監の要求に基かなければならない。

（附屬機關）

第十一條 通信文化の普及向上を図るため、通信省に通信博物館を置く。

2 通信博物館は、通信省の所掌事務に関する参考品の収集及び陳列に関する事務を掌る。

3 通信博物館に、館長一人を置く。館長は、事務総局長の指揮を受け、館務を統轄する。

第十二條 通信大臣は、第四條第九号の範囲において、職員の健康維持のため、必要と認め地に通信病院、通信診療所又は通信療養所を置くことができる。

2 前項の機關に、それぞれ長一人を置く。機關の長は、事務総局長の指揮を受け、機關の事務を統轄する。

（地方機關）

第十三條 第二項に規定するところにより、地方機關を設置する。但し、左に掲げる原則は、嚴格に守られなければならない。

一 郵政に關する一切の地方的業務は、郵政總局の管下の主管局の所轄とする。

二 電氣通信の一切の地方的業務は、電氣通信總局の所轄とする。

三 事務總局に關する一切の地方的業務は、事務總局の管下の主管局の所轄とする。

四 第二項に掲げる地方機關の所轄に關するものは、第十六條に規定するものを除き、地方機關を設置することができない。

2 地方機關は左に掲げる通りとする。

一 郵政總局の下に左の地方機關を設置する。

地方郵政管理局

地方貯金局

地方郵政監察部

地方簡易郵便局

地方郵便局

二 電氣通信總局の下に左の地方機關を設置する。

地方電氣通信管理局

地方電氣通信管理部

地方電氣通信取扱局

事務總局の下に左の地方機關を設置する。

地方經理部

地方資材部

通信大臣は、地方機關の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、第一項の原則に従い、出張所を設けることができる。

4 地方機關（地方電氣通信取扱局を除く。）にそれぞれ長一人を置く。地方機關の長は、それぞれ上

官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員の服務につきこれを監督する。

5 地方郵政管理局、地方電氣通信管理局、地方經理部及び地方資材部は左の場所にこれを設置する。

東京都 長野市 名古屋市 金沢市 大阪市 廣島市 松山市 熊本市 仙台市 札幌市

6 地方郵政監察部の設置の場所は政令でこれを定める。

7 前二項の地方機關の名稱、管轄区域及び所掌事務の範圍は、第一項の原則に従い、政令でこれを定める。

8 第五項及び第六項以外の地方機關の名稱、設置の場所、管轄区域及び所掌事務の範圍は、第一項の原則に従い、通信大臣がこれを定める。

第三章 外局

第十四條 通信省の外局として電波監を置く。

2 電波監の長は電波監理長官とする。電波監理長官は通信大臣に直接責任を負う。

3 電波監は、法律に従い、且つ日本が現在署名し又は將來において署名するすべての國際條約に地域的な無條件に關する條約、規則及び協定に従い、電波が明らかに公衆の利益、利便及び必要のために公平、無差別、公正且つ能率的な方法で使用されることを確保することを目的とする。

（電波監の事務）

第十五條 電波監においては、左に掲げる事務を掌る。

一 電波を統制し、監視し及び規律すること。
二 電波に関する国際條約及び國際協定に關すること。それは、國際政策、國際慣行その他國際的手続の範圍において、技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割當、局及び回線の許可並びに呼出符号の指定等を含む。但し、それは電氣通信總局の所管に關する實際上の運用に關する協定を結ぶこと、料率を制定すること、回路及び端局を設定すること、通信回路を指定すること並びにその他類似の業務上の諸事項を含まない。この例外は電氣通信總局の所管に關しない電波に關する事項に對する電波總局の職責を制限するものではない。
三 電波に關する國際條約及び國際規則並びに法律に基いて、規則を制定すること。
四 無線周波施設を分類しその業務を定めること。
五 無線通信局の建設許可を與え又は拒否すること。
六 無線周波施設を許可し、拒否し又は取消すること。
七 無線電信又は無線電話を公衆通信又は公益上必要な通信の用に供させることを決定し、執行すること。
八 必要のある場合は、無線周波施設を検査し及び規律すること。
九 不法に施設された無線周波施設を取り締ること。

十 放送電取用受信機を除き、無線周波施設の運用又は技術に従事する者の資格を定め、資格檢定をなし及び免許を與えること。
十一 前号により資格の免許を與えられた者が、法令、電波總局の規則又は日本を拘束する電波に關する條約若しくは地域的協定を犯したことを電波總局が十分に認め得る証拠のあつた場合に、その免許を停止すること。
十二 無線電信、無線電話その他電氣通信に妨害を與える虞のある無線周波施設の機器の最低動作基準を制定すること。
十三 無線周波施設の機器の認定及び採取検査をすること。但し、放送電取用受信機については第三條第十七号に従い、型式試験及び認定をすること。
十四 無線周波施設に關する公益法人を監督すること。
十五 周波數標準値及び周波數標準差を維持すること。
十六 標準電波を放射し、監視し及び校正すること。
十七 無線用水晶片及び周波數測定器具を、他の求により校正すること。
十八 無線電信による時報の傳達をすること。
十九 電氣通信研究所の調査研究と重複せず又は電波總局において実施することを適當とする範圍において、電波總局の所掌事務を遂行するに必要な電波技術の基礎的又は実用化に關する研究及び調査をし、又はこれを部外の

研究機關に委託すること。
二十 電波の監視及び規律、第三條第十七号の放送電取用受信機の型式試験、標準電波の放射及び無線時報等電波管理に必要な施設を建設し及び維持すること。
二十一 前号に掲げる施設の建設、維持及び運用に必要と認めらるる資材、物品等を購入し、支給し、割當し、受領し、引き渡し及び保管すること。
二十二 第八号の検査を行うに必要と認めらるる建造し、購入し、その代金を支拂い、又は修理し及び保管すること。
二十三 法令の定めるところに従い、公聴會又は審議會を開催すること。
二十四 予算を整理すること。
二十五 第七條第三号に従い、職員を指揮監督すること。この職員は、法令の定めるところにより職員を任免し、又は懲罰する権限を含むものとする。
二十六 電波總局の職員、必要及び採用に關する計画を作成すること。
二十七 電波總局の所掌事務に關する文書を発受し及びこれを整理すること。
二十八 電波總局の職員を訓練すること。
二十九 第四條第九号の範圍において、電波總局の職員、厚生及び保健に關する事務を處理すること。

三十 電波總局以外の通信省の他の部局の職責に触れ又は重複しない範圍において労働團體と交渉すること。
三十一 電波總局の管理に關する住宅、寄宿舎その他技術的でない建物の建設について計画案を作成し又はこれを管理すること。
三十二 前各号に掲げるものの外、電波總局の所掌事務に關する法令を執行すること。
（電波總局の地方支部局）
第十六條 電波總局の目的を達成するために必要と認められる場所に、地方電波管理局を設置する。但し、地方電波管理局は十局をこえることができない。地方電波管理局は、局舎及び資材等の業務を除き、通信省の他の地方機關より完全に獨立し、直接電波總局に責任を負ふ。
2 地方電波管理局の名稱、設置の場所、管轄區域及び所掌事務の範圍は、政令でこれを定める。
3 電波監視長官は、必要と認める場所に、無線施設検査官事務所、電波監視所等の出張所を設置することができ。
第四章 雜則
（權限の委任）
第十七條 通信大臣は、この法律に定める權限で細目の事項に關するものを職務權限を定めて、通信省の各總局、その地方機關及び附屬機關並びに電波總局及びその地方支部局にこれを委任することができ。
（組織の細目）
第十八條 通信省の組織の細目については、この法律の規定に従い、政令で又は政令の委任により通信大臣がこれを定める。

附則
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。
2 左に掲げる勅令は、これを廢止する。
通信省官制（昭和二十二年勅令第三百四十三号）
簡易保險局官制（昭和二十二年勅令第四百四十四号）
通信局官制（大正十三年勅令第二百七十二号）
電氣試驗所官制（大正七年勅令第二百十九号）
通信官署官制（大正十三年勅令第二百七十三号）
通信省官制第二條の規定による事務所にして貯金局の事務を分掌するもの、簡易保險局の支局、普通通信講習所及無線電信講習所の長の監督に關する件（昭和二十年勅令第四百三十一号）
通信部内臨時職員設置制（昭和二十二年勅令第九十六号）
通信大臣は、この法律施行の日から、この法律に規定するところにより、逐次通信省の再組織を実施するものとし、その完了の期日は、この法律施行の日から、六十日をこえてはならない。いかなる場合においても、この法律施行の日から六十日以内にさるべき再組織が行われるまでは、この法律施行の際現に存する機關及びその職員に、なお、従前の權限と効力を有するものとする。
4 この法律の規定は警察法（昭和二十二年法律第九十六号）第四

係第二項の規定を變更し又は失効せしめる意図を含むものではない。
5 この法律の規定は、放送番組の内容又は方針に対して統制を行うことを意図するものではなく、又その権限を通信省に與えるものではない。

通信省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案

第一條 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二條 郵便の國營 郵便は、國の行う事業であつて、通信省がこれを所掌する。

第三條 削除

第二條 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二條（郵便貯金の國營） 郵便貯金は、國の行う事業であつて、通信省がこれを所掌する。

第三條 削除

第三條 簡易生命保険法（大正五年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八條ノ二中「簡易生命保険及郵便年金事業委員会」を「簡易生命保険郵便年金事業委員会」に改める。

第二十九條及び第三十一條中「簡易生命保険審査会」を「簡易生命保険郵便年金審査会」に改める。

第四條 郵便年金法（大正十五年法律第三十九号）の一部を次のよう

に改正する。

第二十二條ノ二中「簡易生命保険及郵便年金事業委員会」を「簡易生命保険郵便年金事業委員会」に改める。

第二十四條中「簡易生命保険審査会」を「簡易生命保険郵便年金審査会」に改める。

第五條 通信事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「電氣試験所において行う」と電氣通信技術に關するに改める。

第十五條第一項、第十六條第一項及び第三項並びに第十七條第一項中「通信官署」を「通信官署」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

2 通信省設置法（昭和二十三年法律第百号）附則第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

○電氣國務大廳 だいたい議題となりました通信省設置法案並びに通信省設置法施行に伴う法律の整理に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回通信省におきましては、この通信省設置法を制定いたしました。中央地方を通じて、部内全般にわたります機構の改革を企図いたしております。ごさいますが、その趣旨といたしまして、この通信省の改革を企図いたしております。ごさいますが、その趣旨といたしまして、この通信省の改革を企図いたしております。

通信省の所管事務は、第一には、郵便、電信、電報、郵便貯金、簡易生命

保険等の事業、いわゆる通信事業の経営でありまして、事業に従事する従業員の総数は四十一万余に達し、この点に關する限りにおきましては、他の一般行政監督官廳とよほど面目を異にしているものであります。また第二に、電氣管理業務及び航空保安業務を担当いたしておるものであります。これらの業務については、監督行政の分野に属するものと称して差支えないかと存じます。

しかして、ただいま申し上げました第一の諸事業は、一口に通信事業と稱しておりますが、郵便、電信、電報、貯金、保険のそれらが異なる性質の事業でありまして、これらの諸事業がそれぞれ各事業の特性に基いて企業的に、能率的に運営され、また同時に通信省という一つの枠の中で、かつ通信事業特別会計の枠の中で、一体性をもち、合理的に運営され、そして國民に最小の経費をもつて最大のサービスを提供いたすことを、その使命といたしますことは、申すまでもありません。このたびの機構改革は、この要請に應じ得るよう、通信省の中央地方を通じての機構を、事業別に統制し、そのことをその根本とし、各事業についての能率的運営を確保し、かつその責任体制を明確にとり得るよういたしましたのであります。

このような態勢を確立いたしますために、所管の事業を、郵便、貯金、保険と電信、電報の二大系統にわかちまして、この区分を中央から地方管理機關及び現業機關の末端に至るまで、可能な限りにおいて徹底させております。すなわち本省におきましては、郵便、貯金、保険の各事業を統括する郵

政總局と、電信電話事業を運営する、電氣通信總局との二總局を置き、なおこのほか各事業に共通的な会計、資材、營繕、労務等の事務を所管する事務總局を置くことにいたしてあります。この事務總局の仕事は各事業の運営について、各事業部門の要求に基いてサービスを提供することを總局とし、また同時に全事業の一体性、協調性を確保せんとするものであります。

次に地方管理機關として、部内には従来、通信局が設置せられておりました。各事業の現業事務を一括して管理していただくのであります。この通信局も、前述の趣旨によりまして、解體を断行いたし、中央におきます事業の系統による区分を受けつぎまして、新たに郵政管理局及び電氣通信管理局にわかち、さらに別に地方郵政監督部、地方経理部、地方資材部を設置することといたしました。

次に電氣通信關係におきましては、現場の運営を刻々に把握しまして、これに適切なる指令を與える管理面の働きが、事業の性質からしまして特に要求せられますので、電氣通信管理並びに電氣通信管理所を置くことにいたしました。

現場機關につきましては、前にもちよつと申し述べましたが、中央からの二本建の流れに従つて、これを郵便、貯金、保険を管轄する郵便局と、電信、電報を管轄する電氣通信取扱局とにわかちます。但し、局長が数人にて、各事業を取扱つておるという程度の小規模の郵便局までも、形式的な分割はいたさず、郵便局に電氣通信業務を委託するような形といたしましたのであります。

最後に、電氣管理行政についてであります。この事務は純然たる監督行政でありまして、通信事業の経営とは無關係の事務でありますので、この際、機構的にも當然と分離することといたしました。新たに外局として、電氣監督官廳を設け、地方には地方電氣管理局を設置することといたしましたのであります。

大体これをもちまして、この法案に盛り込んであります通信省機構改革の概要を申し上げた次第であります。なおこのたびの機構改正は、一見機構の拡充のごとく見えるのであります。が、これはあくまでも各事業の能率化、合理化をはかる趣旨に基いてのことであります。それらの事業の特質並びに規模に基いて、それらに適當なる運営機構を立案いたしたに過ぎないのであります。機構の改正による總体の人員増加は考慮されておらぬことを附言いたします。

以上申し述べました通信省の機構改正は、これをでき得る限り速やかに実施いたしまして、前に述べましたように、各事業がそれぞれ能率的、合理的に運営され、一日も早く運輸事業復興の突をあげることが、國民に対する政府の責任でもあり、義務でもあると信じておりますので、本法案を特に本國會に提出した次第であります。

次に通信省設置法案と同時に御審議を願います通信省設置法の施行に伴う法律の整理に関する法律案におきましては、通信省設置法の施行に伴います。現行の郵便法及び郵便貯金法の規定中、設置法の規定と重複いたしまする部分を削除するなどの改正を要する法律がございますので、本法案を提

る法律がございますので、本法案を提

出した次第であります。

以上提案理由の説明を終わります
が、何とぞだいま申し述べました趣
旨を御了承の上、十分御審議くださ
いまして、速やかに御賛成くださる
切望する次第でございます。

○松原委員長 それでは本日はこれで
散会いたします。

午後八時二十分散会

昭和二十一年度第一
予備金支出総計算書
昭和二十一年度特別
会計第一予備金支出
総計算書
昭和二十一年度特別
会計予備金支出総計
算書
昭和二十一年度経済
安定策支出総計算書

(承諾を
求める件)
に關する
報告書

一、本案の趣旨

本件は憲法並びに財政法の規定に
より、國會の承諾を求めんとする
ものである。

二、議決の理由

委員会において審査の上、いずれ
も承諾を與うべきものと認め、そ
の旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月三日

決算委員長 松原 一彦

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年十月二十三日印刷

昭和二十三年十月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局